

第2回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月7日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	14
○議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託	21
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○請願・陳情について	32
○散会の宣告	32

第 2 号 (12月8日)

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	33
○欠席議員	33

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	33
○事務局職員出席者	33
○開議の宣告	34
○一般質問	34
長田守弘君	34
吉田孝司君	46
小林政次君	77
○休会について	96
○散会の宣告	97

第3号（12月11日）

○議事日程	99
○本日の会議に付した事件	99
○出席議員	99
○欠席議員	99
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
○事務局職員出席者	100
○開議の宣告	101
○総務文教常任委員長報告（議案第16号）及び報告に対する質疑、討論、採決	101
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議案第24号及び議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○産業厚生常任委員長・総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告 に対する質疑、討論、採決	115
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	118
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	119
○日程の追加	119
○産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について	120
○日程の追加	120
○意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○閉議の宣告	122

○町長挨拶	1 2 2
○閉会の宣告	1 2 3
○署名議員	1 2 5

鏡石町告示第72号

第2回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月3日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成27年12月7日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成27年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成27年12月7日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 議案第16号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第 6 議案第17号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第18号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第19号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事変更請負契約の締結について
日程第 9 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤 栄作 君	副町長	小貫 忠男 君
教育長	高原 孝一郎 君	総務課長	柳 沼英夫 君
参事兼 税務町民課長	木 賊正 男 君	健康福祉課長	小貫 秀明 君
産業課長	小貫 正信 君	参事兼 都市建設課長	圓 谷 信行 君
参事兼 上下水道課長	高原 芳昭 君	教育課長	関 根 邦夫 君
会計管理 兼室長	長谷川 静 男 君	農業委員 局長	車 田 光男 君
原対策 子力災害 教育委員 会者	菊 地 勝弘 君	農業委員 局長	菊 地 榮助 君
職務代 理者	塩 田 重男 君	選挙 委員会 管理 長	渡 邊 俊廣 君
監査委員	根 本 次男 君		

事務局職員出席者

議会議事 局長	吉 田 賢 司	副主査	藤 島 礼 子
------------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第2回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。
4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

- 4番（議会運営委員長 古川文雄君） おはようございます。
第2回定例会の日程が決定しておりますので、ご報告申し上げます。
第2回鏡石町議会定例会会期予定表、平成27年12月7日月曜招集。日次、日、曜、会議内容の順で報告します。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第2回鏡石町議会定例会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、師走を迎え公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。
今定例会につきましては、条例の制定1件、条例の一部改正2件、鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事変更請負契約締結議案1件、総務管理費、社会福祉費、農業費等の一般会計並びに特別会計の補正予算6議案、合わせまして10件の議案を提案するものであります。
何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。
よろしく申し上げます。
-

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ち

に本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から12月11日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査並びに過日実施いたしました定期監査の結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果を報告申し上げます。

3カ月分を項目ごとにまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成27年8月分、平成27年9月分、平成27年10月分、以上、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成27年8月分につきましては、平成27年9月24日月曜日午後1時から午後3時半まで。平成27年9月分につきましては、平成27年10月23日金曜日午前10時から午後2時まで。平成27年10月分につきましては、平成27年11月25日水曜日午前9時55分から午後1時30分まで。

以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の4名の方の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金・預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成27年8月分、平成27年9月分、平成27年10月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日現在における現金・預金・基金の残高は、添付資料のとおりでございます。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

続いて、定期監査の結果を報告申し上げます。

定期監査報告書。

1、検査の対象、平成27年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、平成27年10月15日木曜日及び10月16日金曜日、休日を挟みまして、10月19日月曜日の3日間でございます。

3、実施場所、議会会議室。

4、監査委員、根本次男、井土川好高。

5、出席者職氏名、詳細につきましてはお手元の報告書に記載のとおりでございます。個々の職氏名は省略させていただきます。

6、監査の手続、平成27年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常はありませんでした。

以上、報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、9番、大河原正雄君。

[須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇]

○9番(須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君) おはようございます。

平成27年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、平成27年10月29日(木曜日)午後3時30分開議。

第1、議長の選挙、議長には、須賀川市議会議員の相楽健雄氏。

第2、副議長の選挙、副議長には、石川町の下山田和雄さんが選任されました。

第3、議席の指定は、それぞれもう前もって決まっております。

第4、会期の決定、本日1日限り。

第5、会議録署名議員の指名、10番と11番であります。

第6、議案第7号 須賀川地方広域消防組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例。

第7、議案第8号 平成27年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算(第1号)。

第8、議案第9号 平成26年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

いずれもこの3議案は可決承認されております。

なお、詳しくはお手元に配付されております冊子にお目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長(渡辺定己君) 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、4番、古川文雄君。

[須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君 登壇]

○4番(須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君) 須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成27年10月30日(金曜日)午後2時30分開議。

第1、議長の選挙、議長には、須賀川市議の佐藤瞭二議員が選任されました。

第2、副議長の選挙、副議長には、須賀川市議の本田勝善議員が選任されました。

第3、議席の指定は3番であります。

第4、会期の決定、会期は1日限りでありました。

第5、会議録署名議員の指名、1、2、3番議員でありました。

第6、報告第1号 平成26年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の逓次繰越しについて。

第7、議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

第8、議案第6号 平成26年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

第9、議案第7号 平成27年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算(第1号)。

以上、報告1件、議案3件は原案のとおり承認可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元の資料のとおりであります。

それと、定例会終了後に全員協議会が開催され、新ごみ処理施設の建設に伴う概要の説明がなされました。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会報告を申し上げます。

平成27年9月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成27年11月9日（月曜日）午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、副議長の選挙、私、菊地洋が副議長に選任されました。

第2、会期の決定。

第3、会議録署名議員の指名。

第4、報告第2号 平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算について。

第5、報告第3号 平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率について。

第6、議案第6号 平成27年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算。

以上、報告2件、議案1件、全て承認可決されました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、行政視察調査の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 行政視察報告を申し上げます。

平成27年12月7日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。鏡石町議会議員、菊地洋。

行政視察調査報告書。

平成27年10月27日火曜日から29日木曜日まで実施した行政視察調査結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査の目的、先進的な各般にわたる自治体等の行政運営の取り組み状況を視察調査することにより、議会活動と行政運営の向上発展に資すること並びに議員の識見を高めることを目的として実施した。

2、調査した自治体等、（1）徳島県美波町（伊座利の未来を考える推進協議会）、

(2) 徳島県美馬市(木屋平地区)、(3) 高知県本山町(汗見川集落活動センター)、
(4) 香川県宇多津町(道の駅うたづ臨海公園)。

3、調査目的、(1) 地域振興と町づくりについて、(2) 地域包括ケア事業について、
(3) 地域づくり集落活動センターについて、(4) 地域資源を生かした道の駅について。

4、参加者、議員11名、議会事務局長、計12名。

5、調査の内容、徳島……

[「文章省略」の声あり]

○5番(菊地 洋君) 文章省略が出ましたので、まとめをさせていただきます。

まとめ。

伊座利地区は海と山に挟まれた漁村であるが、都市部からの道路が狭小で、生活環境に恵まれているとは言えない地区であろう。住民100人によるさまざまな創意工夫が交流人口2万人を生み出し、2000年以降人口が減少しておらず、高齢化率が大幅に改善されたことは、その地へ行って見て、どうして、ここがと正直驚異的なことであると感じた。今回の研修地のうち、3市町については、交通の優位性を標榜する当町からすると、その不便性を拭うべくもなく、その分野での高評価を事前に見聞するに、疑問が湧くと同時に、ほとんど絶望感を味わうものであった。「伊座利は、変な村です。なにもないけど、なにかある」、「地域のためになることなら、できることはなんでもやる!」といった言葉遊びのようなフレーズも研修後にはすっと腹に落ちた感があり、「活動は自主的・独創的に展開……計画性は無く、テキトーだけど、戦略的に」の言葉に秘められた町づくりに対する静かなる闘志、絶対的な自信を感じることができた。

木屋平地区における地域包括ケア事業については、伊座利地区以上の険しい道をたどっていったことによる驚きがある。来年1月には平均年齢が70歳となる同地区で、地域包括ケア事業は地域全体で取り組むことで効果があると認識するが、地区総合支所、診療所、NPO法人等の核となるものはやはり必要であり、そうしたシステム・組織を動かすものは人であることを、研修を通じて出会った方々から強く感じた。特に、診療所の医師や町の保健師の闊達な印象と雰囲気は地区全体を明るく照らす原動力であろうと感じた。

高知県本山町においては、町なかからさほど遠くない地区ではあるが、中型バスでは通れない地区での研修となった。汗見川地区を流れる川はまさに清流であり、水は緑色で、湧水のごとく藍色にも見える。6つの集落で188人、95世帯が地域振興のために集落活動センター事業に取り組んでいるが、地域資源を活用した事業、特にシソを使ったアイスキャンディーを町内の製菓会社と共同で試作販売するなど、農作物の6次化等にも実績が出ている。推進委員会を2部会制とし、住民生活と経済性を連携しながらもすみ分けして活動していること等は、今後町づくりを考える上で参考となった。

道の駅うたづ臨海公園は駆け足での研修となったが、民間企業の営業マンだった所長が経営面での手腕を発揮し、地元物産を販売していない道の駅としての可能性を感じるものがあった。現実的な採算性と町づくりとしての夢を売る、地域のPRといった非採算性のバランスを考えることの重要性を認識した。議会の一般質問でも、道の駅、6次化に関する質問が多く出されているが、大いに参考とすべきものであった。

以上、町づくり、地域包括ケア、集落活動センター、道の駅等の研修を行ったが、研修地における真摯な取り組みは、本格復興を目指す鏡石町の町づくりの戦略について大いに参考となった。今回の研修内容を今後の議員活動に生かしていきたい。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） 総務文教常任委員会の所管事務調査についてご報告を申し上げます。

平成27年12月7日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

平成27年11月4日から5日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、所管事項について、先進自治体の実態を視察調査することによって、わが町の議会並びに行政運営に資するために実施した。

2、調査事項、（1）震災復興事業について、（2）文化施設等の管理運営について。

3、調査先、（1）宮城県女川町（女川まちづくりJV）、（2）宮城県柴田町（しばたの郷土館・図書館）。

4、参加者、総務文教常任委員5名、議会事務局長、計6名。

5、調査結果、宮城県女川町、町の……

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） 朗読省略の声が出ましたので、まとめをさせていただきます。

最後のページになります。

まとめ。

宮城県女川町。

女川町まちづくりJVによる復興事業を視察調査したが、説明に入る前に津波のビデオ上

映があった。住民の方が間近で撮影した映像を見ると、改めてそのすさまじい光景には言葉が出なかった。

最盛期を迎えている復興工事現場は、まさに一つの町をつくっている大がかりなもので、大型ダンプが列をなして走るさまは圧巻であった。

未曾有の災害復旧には、通常用いられない工事発注方式を採用し、一刻も早い町の復興と住民生活の安定を目指した関係者の英知が感じられた。被災者は災害公営住宅、仮設住宅、そして借り上げ住宅等で生活している方も多いが、駅前地区にはカモメをイメージした新しい駅舎が建設され、駅前には真新しい商業施設がオープン間近となっている。今、女川町は生まれ変わっているという印象があり、悲しい歴史を乗り越えようとする復興エネルギーを感じた。また、独立行政法人都市再生機構の担当者の一人は当町の災害復興計画にもかかわった職員であったが、「鏡石町は生活の利便性が高く、全国でもポテンシャルが高い町だと感じた。さらなる発展が十分期待される」と話をされていた。

宮城県柴田町。

柴田町では4つの文化施設が有機的に連携し、それぞれの特色を生かしながら管理運営されており、利用者にとっては利便性が高い施設である。茶会を催したときなどは、待機している間にもほかの施設を利用できるため、好評のようだ。施設が桜の名所として知られる船岡城址公園近くにあることも、地域全体の文化的イメージを高める一つの要因となっていると感じた。

図書館サポート委員会は、当初本好きな5人組が図書館建設検討委員会のメンバーとなり、開設後は図書館をサポートする団体を立ち上げ、当初30名だった会員も現在は90名を超えるに至ったことは、当該委員会会員と図書館、そしてしばたの郷土館関係職員らのチームワークのよさを物語るものと言える。活動内容がイベントの開催から環境整備まで幅広く、1人1,000円の年会費のみの収入で行政からの助成金等を受け取っていないことは、会員の意識の高さをうかがい知ることができる。全国表彰の実績も納得させられるものがある。

震災復興事業と文化施設管理運営という分野での研修であったが、いずれも当町の実情とは重なり合う部分も多く、調査した内容はこれからの町づくりに参考とすべきものであった。今後の議員活動に生かしてまいりたいと思いました。

以上、ご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 産業厚生常任委員会の事務調査報告を申し上げます。

平成27年12月7日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守

弘。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告書。

平成27年11月9日から10日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

- 1、調査目的、産業厚生常任委員会所管事項について、先進地自治体等の実態を視察調査し、我が町の議会並びに行政運営に資する。
- 2、調査事項、（1）個性的な町づくりについて、（2）地域資源とまちおこしについて。
- 3、調査先、（1）新潟県南魚沼市、（2）新潟県十日町市。
- 4、参加者、産業厚生常任委員6名、議会事務局、計7名。
- 5、調査結果、南魚沼市。市の概要……

〔「省略」の声あり〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） じゃ、文章省略させていただきます。

まとめに入ります。

6、総括（まとめ）。

南魚沼市は、美女旅という観光パンフレットを発行しているが、2009年NHK大河ドラマ「天地人」の放映を契機に、観光交流の活性化を推進してきた。行政と各団体が中心となり、意見交換を重ねてきた。その中で、市内の若手経営者（20代から40代）有志が美少女を中心に、観光地が背景に入るビジュアル重視の若者層をターゲットにした観光パンフレットの作成を提案した。さらに、若手印刷所経営者が写真・モデルを選定し、新しいタイプのパンフレットを作成し、話題を呼んだ。市内在住の女性モデルということで最初は苦労したようだが、今では話題になって、高校生を初め、モデルの募集が殺到している。また、岩手県でも美女旅が発行されている。新聞等にも掲載され、大きな反響を呼んでいることに感心した。

十日町市は、人口減少が著しい地区であり、特に妻有地区は過疎高齢化に悩む地区であり、少子高齢化が進行している。そのような中で、大地の芸術祭は3年に1回の開催であり、豪雪地、棚田、民芸工芸などの里山文化・過疎高齢化・空き家・廃校などの集落資源を活用した、里山を舞台に開催される国際芸術祭である。各集落ごとに、空き家、廃校の校舎などの集落資源、棚田などの里山資源を上手に活用して、世界各国の有名アーティスト・芸術大学の学生さんたちの作品の融資はすばらしいものがある。年々交流人口が増加し、経済効果もあり、地域住民からの理解も得られている。地域再生に文化や芸術は無縁に見えるが、芸術が地域活性化の推進力になることを示し、地方創生であることに感心した。

以上、研修したものを今後の議員活動に生かしていきたい。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 師走に入り、寒さも増して、ことしも残すところ1カ月余りとなってまいりました。

本日ここに第2回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年10月1日を基準とした第20回国勢調査が実施され、第1次集計において、前回の平成22年に比べ約300名の人口が減少したことがわかりました。正式発表は今後となりますが、これまでの国勢調査における人口については毎回微増を続けてきましたが、今回初めて人口減少に転じる状況となります。東日本大震災や原子力発電所事故の影響がこれほど大きいものかと多少の驚きを感じながら、地方創生で掲げる人口減少時代に本町も取り込まれてしまうのではとの強い懸念を抱いております。現在、2060年に1億人程度の人口を確保する国の中長期展望の実現に向けた地方創生における本町の将来人口ビジョン及び5カ年の総合戦略を策定中であり、12月4日に第1回の有識者会議を開催いたしました。今後、議員の皆様方のご意見を賜りながら目指すべき将来の方向性を探ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、地方創生の一つである政府関係機関の地方移転については、新聞報道のとおり本町が提案しております放射線医学総合研究所がさらなる精査を要する提案として国のヒアリングが実施されたところでありますが、国の機関としての機能が確保でき、かつ向上することが期待されることなどのメリットの要求がされており、採用のハードルは高く困難な状況となっております。

2015年のノーベル賞に医学・生理学賞の大村智北里大特別荣誉教授、物理学賞の梶田隆章東大教授の2人が受賞しました。大村教授の開発した特効薬は、途上国を中心に、寄生虫が引き起こす熱帯感染症に大きな治療効果を上げ、年間3億人に投与され、多くの人命を救った世の中に役立つ薬の発見として最高の荣誉に輝きました。また、重さがないと考えられていた素粒子ニュートリノは宇宙に存在する最も基本的な粒子の一つで、梶田教授の発見は宇宙の成り立ちの解明につながる重要な成果と世界に認められました。日本人のノーベル賞

受賞は、第2次大戦後初めて湯川秀樹氏が受賞してから、昨年に引き続き24人目となり、欧米諸国を除いて最も多い受賞者を輩出しており、改めて大変誇らしくうれしいニュースとなりました。

10月5日、アメリカで開かれたTPP（環太平洋経済連携協定）閣僚会合において、交渉開始から5年半、日本の参加から2年強を経て、大筋合意となりました。TPPは世界のGDPの約4割を占める12カ国で約束する経済連携協定であり、もの、サービス、投資、政府調達における高い水準の自由化と知的財産、国有企業、電子商取引などの広範な分野で、関税等の国境障壁が大幅に取り払われることで日本経済の活性化につながると期待される一方、これまで聖域とされていた農林水産物重要5品目も合意に含まれました。合意内容についての詳細は全て明らかになったわけではありませんが、米国産とオーストラリア産の米を無関税で輸入する枠を新設し、13年目以降に計7万8,400トンに広げるとされています。今後、国会での承認を得る過程で農林水産物市場の開放をめぐる問題は最大の争点になると見込まれており、政府の万全の対策を実施していく考えを注視していかなければならないと考えております。

第3次安倍改造内閣が発足し、本県選出の岩城光英氏が法務大臣に就任いたしました。岩城氏は、首相や復興相に意見や要望を伝え、福島の声を極力復興政策に反映させると述べられ、我が国における法的基盤の整備に大いに期待をしております。

今回の改造内閣は未来へ挑戦する内閣だとされ、特に国内総生産の大幅増や希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロなどを目標とするアベノミクス第2弾となる一億総活躍社会を目玉に、実現に向けて年内にも具体策を打ち出す方針を示しています。昨年の地方創生がスタートしたばかりの今、また新たな政策が出されたことで、地方はさらに何をすることになるのか、しっかりした目で本質を見きわめていかなければならないと思います。

11月11日、国産初の小型ジェット旅客機MRJが初飛行を果たしました。このプロジェクトはYS11の開発から半世紀ぶりの挑戦であり、平成20年3月の事業化正式決定以来、数々の苦難を乗り越えた技術の結晶でもあります。しかしながら、世界市場には多くのライバルもあり、今後納入までにはさらに多くの苦難が予想されますが、技術大国としての日本を世界にアピールする絶好の機会でもあると考えています。

11月の内閣府月例報告において、「景気はこのところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」とされています。政府は経済政策の方針と、それを反映した平成28年度の予算編成に関する基本的な考え方を取りまとめ、歳出改革などを大きく前進させるべく、従来にも増して厳しい優先順位づけを行うなど、メリ張りのついた予算になります。

町におきましても、平成28年度の予算編成に向けて、先月19日に予算編成説明会を行いました。現在、各課において予算編成作業を進めておりますが、限りある行政資源と人員の中、事務事業のゼロベースからの見直しによる徹底した無駄をなくす仕組みと、今後行政が担うべき役割を見直すことによって町民の生活安定と住民福祉の向上に配慮しながら、第5次総合計画を軸とした予算編成を行うよう指示したところであります。

次に、町における9月以降の主な出来事について報告いたします。

10月4日には、鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会主催による鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭りが盛大に開催されました。天候にも恵まれ、多くの皆様にご来場いただき、例年にも増してにぎわいあふれる一日となりました。関係者の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

また、本年度の田んぼアート事業につきましても、11月4日をもちまして一般観覧が終了し、観覧者数は昨年の約1.2倍となる2万924人となり、約85%が町外からの観覧者という結果となりました。田んぼアート事業によります町内の活性化につきましては、グルメマップや田んぼカフェ、ふくしまDCなどとのタイアップ企画により、徐々にではありますが、その好影響があらわれておりますので、なお一層の効果を求めて関係団体の皆様と協議してまいります。

第10回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月1日、天候にも恵まれ、ロードレース部門と駅伝部門に1,918名の参加をいただき、開催いたしました。各部門で健脚が競われ、鏡石町から元気を発信できたのではないかと思います。大会運営に当たりまして、町交通安全協会、町消防団など多くの関係機関団体の皆様のご支援・ご協力をいただきましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

さらに、11月15日に行われた第27回ふくしま駅伝では、町の部6位、総合の部では昨年より3位上がり総合16位の成績をおさめ、夕方には選手の家族も加わり、解団式を行いました。各選手はそれぞれの区間で当初設定した目標タイムをクリアし、95.1キロ16区間を5時間24分21秒の記録を残すことができ、中学生が大いに活躍した大会となったと感じております。

郷土の期待と声援を受け、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんのこれまでの努力と、指導に当たられた監督、コーチの検討をたたえるとともに、沿道で熱い声援をいただいた多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。これからも駅伝のまち、鏡石として、中学生・高校生、そしてベテランの方が調和したすばらしいチームづくりに向けて、さらにたすきがつながることを期待したいと思います。

鏡石町魅力あるまちづくり実行委員会が中心となって作成しておりました福島放送主催のふるさとCMコンテストが11月22日に開催され、本町のCMが最優秀CM大賞を受賞いた

しました。来年1年間に120回のテレビCMとして放送が予定され、町の元気とPRを発信できることとなりました。また、本年から活動を開始した町イメージキャラクター「牧場のあーさー」につきましても、各関係機関、学校、団体など多くの事業でPR活動にご活用をいただいております。

11月28日には、平成27年度東京かがみいし会総会が東京スクワール麴町で盛大に開催されました。ことしは新規会員として5名の入会もあり、今社会問題となっている振り込め詐欺を防止する寸劇やテーブル対抗歌合戦、そしてふるさと鏡石の近況に話が盛り上がる和やかな総会となりました。

全ての国民に一人1つの番号(12桁)を付する、いわゆるマイナンバー制度の個人番号が、本町においては11月下旬に各個人に通知されました。このマイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的として始められるもので、来年1月から具体的な運用が開始されることとなります。また、個人番号カードの交付につきましては、申請に基づき1月から順次交付することとなりますが、このカード交付に向けた業務につきましても、本人確認と安全確保の面から混乱が生じないように、制度のPRに努めてまいりたいと思います。

次に、本年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災により被災を受けた施設等の災害復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

農業施設災害復旧事業につきましては、残る単独事業債の発注を終了し、これまで稲の耕作時期等の調整を図ってまいりましたが、年度内での工事完了を予定しております。

周辺宅地の崩落防止を図るための岡ノ内池2の整備事業については、年度末までに側溝・のり面の整形工事を完了しますが、今後管理用道路の整備を検討してまいりたいと思います。

次に、一般住宅等の除染事業につきましては、繰越事業であります久来石工区の住宅除染は完了しましたが、道路側溝の除染については現在作業中となっています。岡ノ内・前山・境工区の住宅除染については、空間線量のモニタリング調査に基づいた除染作業を実施中があります。今年度計画の除染事業につきましては、鏡沼工区及び高久田工区の一般住宅の除染業務委託を発注し、あわせて鏡沼地区・鏡石2区・鏡石3区・高久田地区の道路側溝の空間線量モニタリング調査を進めているところであります。先月末には、不時沼地区、本町地区並びに鏡石3区の駅東側について一般住宅の除染業務委託を発注したところであり、11月末現在の住宅除染の完了は45%となっております。

次に、仮置き場の状況についてですが、供用開始済みの仮置き場4カ所については除染土壌の搬入及び保管を継続的に行っており、引き続き安全管理に努めてまいります。また、自家消費野菜等の放射能簡易測定検査では、不検出、または基準値以下であり、学校給食食材

放射能測定事業につきましても、基準値を超える食材は検出されておりません。今後も引き続き、安心・安全な食品、食材の確保に努めてまいります。

福島県管理のもと実施されているコメの全量全袋検査については11月末でほぼ終了し、昨年引き続き、基準値を超える放射性セシウムは検出されなかったことから、米の安全・安心が確保されたことに安堵しているところであります。なお、米以外の農作物についても、現在のところ検出されたケースはなく、引き続き放射能汚染検査を実施し、安全・安心を確認してまいります。

次に、第5次総合計画につきましては、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまちかがみいし」を町の将来像とし、未来像の実現に向け、「やさしさとふれあい」、「復興と進化」を基本理念に、5つの行政分野別目標を掲げ、町づくりを行っているところであります。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！」として、行財政の改革と進捗管理における町税の収納状況につきましては、一般会計で10月末現在、現年度分で60.83%と前年同期に比べ1.25%の減という厳しい状況となっており、滞納繰越分では前年同期比1.14%増加はしたものの、収納額全体では増額とは言えず、依然として厳しい状況には変わりがないことから、今年12月を本年度2回目となる収納率向上対策強化月間として、全庁体制で滞納者の個別訪問を実施しているところであり、税の公平性・公正性のさらなる確保に努めているところであります。

また、本年度の新規事業でありますコンビニ収納業務導入事業につきましては、納付書の読み取りなど各種テストも終了し、来月から運用開始できる予定となっております。本業務の稼働により、これまで以上に納税者の利便性が高まるとともに、収納率の向上が図られることにも期待をしているところであります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります！」としては、教育・文化・スポーツ・健康づくり事業に取り組んでおり、各学校・幼稚園においては、2学期も間もなく終業式を迎え、学習成果の発表会などの事業が開催されるなど充実した学習活動が行われているところです。

中でも、小中学校における教育の充実の取り組みとして、小学校では11月に3年生から6年生までを対象に、ふくしま森の科学体験センター（ムシテックワールド）で理科教室を開きました。子供たちの理科離れが問題になっている中、実験や工作などのプログラムを体験し、理科授業に対する想像力や思考力が深まるものと期待しております。

また、中学校では、1年生を対象として、10月30日にブリティッシュヒルズにおいて英語体験学習事業を実施しました。鏡石町の次代を担う中学生が生の英会話の施設体験により異文化に触れ、高い教養と国際的な視野を持つ社会人を育てることにつながるものと期待しております。

次に、生涯学習機会の拡大とスポーツの振興では、生涯学習文化協会との共催事業による秋の文化祭が10月31日と11月1日の2日間、公民館をメイン会場に、展示部門に961名、1,352作品、囲碁・将棋の大会部門に43名が参加し、日ごろの学習成果が発表されました。

また、10月24日には、秋の文化祭に先立ち、町公民館で文化芸能祭が開催され、18団体、161名が舞踊や歌謡・コーラスなどを発表し、会場から盛んな拍手が送られました。

次に、町民の保健と健康づくり支援については、特定健診受診者のフォローアップ事業として、健診結果の見方を理解する検診結果説明会を先月3回開催し、自分の健康状態を知って健診受診の大切さを実感していただくとともに、講話や個別指導を行うことができました。あわせて、特定健診未受診者対策として、未受診者の方へ受診勧奨通知及び電話勧奨を実施し、受診率の向上に努めております。

また、高齢者の健康づくりの一環として、本年度の新規事業である高齢者栄養改善プログラム、ハッピーイートプログラム事業を9月から開始、健康寿命を延ばしていくための食生活を見直し、よりよい食習慣を身につけていくことができるよう、管理栄養士や保健師による訪問活動を行っているところです。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります！」につきましては、児童福祉の充実として、本年度からスタートした子ども・子育て支援新制度実施に伴い、保育所・幼稚園における未就学児の窓口を一本化し、利用者の利便性の向上と各種子育て支援施策との連携を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づいたつどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営、認定こども園運営支援、町立幼稚園の管理運営及び私立幼稚園運営支援など、総合的な子育て支援の推進に努めております。

障害者福祉の充実においては、本年度からスタートした第4期障がい福祉計画に基づき、共生社会の実現と可能な限り身近な地域で支援を受けられるなどの障害者総合支援法の基本理念のもと、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に取り組んでおり、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として、11月末現在、1億1,051万1,000円を給付しました。

次に、成り済まし詐欺や悪質商法など、私たちの消費生活をめぐるトラブルが大きな社会問題となっていることを受け、今年4月から天栄村と共同でスタートした消費者行政活性化事業ではありますが、10月末までに10件の相談を受けたところであり、主な相談内容につきましては、インターネット関連のトラブルや携帯電話の契約に関する情報通信関連契約の相談が多く、県の消費生活相談センターとの連携協力のもと相談者の問題解決に向けて支援しているところであり、本相談事業の充実とPRにも努めているところでもあります。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります！」につきましては2、平成27年産水稻の作況指数が福島県中通り地方で101と発表がありましたが、お盆以降の天

候不順により一等米比率が昨年を下回るなど、収穫の段階では昨年を下回る状況が見受けられ、米価は上昇したものの、稲作経営はなお厳しい状況にあります。また、T P Pの大筋合意を受け、農業環境につきましても変化することも予想されますので、今後の対応策については関係機関と連携しながら対応してまいります。

県営成田地区経営体育成基盤整備事業につきましては、事業着手以来17年が経過し、11月2日に権利者会議が行われ、換地計画が承認されました。今後、換地計画縦覧など法的手続を経て、登記業務などの事務を進めてまいります。

県営ため池等整備事業（梨池下地区排水路改修事業）については、本年度は用地測量と用地買収の調印が終了し、一部工事の予定をしており、平成31年度完了を目指して事業を進めることとなっています。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくりまします！」につきましては、鏡石駅東第1土地区画整理事業として第1工区の整備を進めておりますが、鏡石中学校南側の保留地6区画について、本年10月27日から11月30日まで販売の募集を行いました。結果、13件の申し込みがあり、今後重複した区画について、12月13日に抽せん会を行い、売買契約の事務を進めてまいります。

次に、水資源の確保と供給事業では、第5次上水道拡張事業において水源地から新浄水場予定地まで、導水管布設並びに配水本管布設工事を南高久田及び池ノ原地内で引き続き行っております。さらに、旭町地内でも前年度からの継続で導水管の布設工事を発注し、事業推進を図っております。

委託関係では、現在新浄水場施設の施工方法の比較や配置計画並びに維持管理方法などのさまざまな検討を行う基本計画業務についての作業を行っているところであります。なお、本年度計画しております新浄水場の一部造成工事については、準備ができ次第発注する予定であります。

石綿セメント管更新事業は、不時沼、中央地内について準備ができ次第発注する予定であり、駅東区画整理関連事業は事業の進捗に合わせ、竣工に向けて鋭意整備を進めております。

公共下水道整備事業においても、駅東区画整理事業地内第1工区の管渠築造工事を実施しておりますが、関係機関との協議を行いながら、早期完了に向けて進めているところであります。

次に、本定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第16号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることに伴い、保有している個人情報が特定個人情報となることから、その利用と提供について条例を整備するものであります。

議案第17号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定につき

ましては、国の制度要綱改正に伴い、計画期間を5年間延長するものであり、議案第18号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第16号と同様、平成28年1月1日からの個人番号運用開始に伴い、本年専決で一部改正を行った条例の関係規定の修正を行うものであります。

議案第19号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事変更請負契約の締結については、現在改修工事を進めております校舎のバルコニーの手すりをアルミ製に変更する必要があるため、工事変更請負契約の議決をお願いするものであります。

議案第20号 平成27年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、主な歳入として、個人町民税、障害者介護支援給付国庫負担金、成田ほ場整備事業に係る県補助金の増額補正であり、主な歳出は、土地取得事業特別会計への繰出金、障害者介護給付費及び訓練等給付費の増額、国民健康保険保健基盤安定負担金の増額、梨池下地区県営排水路改修事業費の減額、各事務事業の事業量調整など、総額で1億8,621万円の増額補正予算であります。

次に、議案第21号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険基盤安定繰入金の決定及び療養費等の増額に伴い補正をするものであり、議案第22号 介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護サービス給付費の増額に伴い、補正するものであります。

議案第23号 鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、駅東第1土地区画整理事業における公共用地取得の原資としていた土地開発基金について、郡山地方土地開発公社が解散を予定していることから、南部第一工業団地の公社への一括償還に振りかえるため、基金への償還を1年前倒しで実施するための補正であります。

次に、議案第24号 公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、流域下水道維持管理負担金の前年度精算及び本年度負担金の増に伴う補正であります。

議案第25号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、浄水場及び取水施設修繕の増、松塚バイパス関連配水管布設がえ工事費の増に伴う増額の補正をするものであります。

以上、本定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第16号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第16号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページになります。

このたびの条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成25年5月に公布され、住民票を有する全ての方に一人1つの番号を付して、国の行政機関や地方公共団体において、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることになりました。今般、平成28年1月1日から個人番号の運用が開始されるに当たり、現在保有しております個人情報が番号の付番によりまして特定個人情報となることから、現に有している個人情報の利用と提供について事務に支障がないよう条例を整備するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例の内容でございまして、まず第1条、趣旨でございまして、本条例制定の趣旨を規定するものでございまして、番号法に基づきます個人番号の利用と特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるためのものでございます。

第2条につきましては、本条例に用います用語の定義を規定してございます。第1号、個人情報につきましては、法規定に基づいた個人に関する情報であり、第2号、個人番号につきましては、個人を識別するために指定されたものでございます。第3号、特定個人情報につきましては、個人番号、記号その他の符号をその内容に含む個人情報を言います。第4号、個人番号利用事務実施者とは、個人番号を利用する事務処理する者及びその委託を受けたものを言います。第5号、情報提供ネットワークシステムとは、行政機関等を相互に電気通信回路で接続した電子情報処理組織であり、法規定に基づき、総務大臣が設置し管理するものを言います。

第3条につきましては、本条例施行に当たりまして、町の責務について規定してございます。

第4条につきましては、番号法の利用範囲を定めたもので、番号法に基づき、条例において利用できる範囲を規定してございます。

第1項においては、個人番号の利用できる範囲を、本条例別表第1、第2及び法別表第2の第2欄に掲げる事務と定めるものでございます。第2項におきましては、別表第2で定める独自利用事務の中で利用できる特定個人情報の利用限度を定め、第3項は町長、または教育委員会において法別表第2の特定個人情報の提供の制限に係る第2欄の事務の利用の限度を定め、第4項の規定は特定個人情報の利用ができる場合においてのみ、みなし規定を定めるものでございます。

第5条は、番号法の規定に基づき、本町の執行機関間で行う特定個人情報の提供について規定します。番号法では特定個人情報の提供の制限が規定されておりますが、条例に定めて特定個人情報を提供できる場合を規定するものでございます。

第6条は、本条例の施行に関する規則への委任について規定します。

附則については、本条例の施行期日を定めたもので、番号法附則に定めます施行期日に合わせたものでございます。

別表第1及び第2に規定する事務につきましては、法別表に規定する関係法令にない町独自の事務を規定します。別表第3につきましては、学校保健安全法の事務を処理するに当たり、地方税関係情報について提供できると規定するものでございます。

附則といたしましては、施行期日を公布の日から施行するものとしたものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第17号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第17号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
4ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、平成27年8月に国の制度要綱の改正があり、平成27年度までとなっていました計画期間が平成32年度まで5年間延長されたため、本条例におきましても同様に延長の改正を行うものでございます。なお、現在も継続中の事業といたしましては、災害公営住宅に入居されている方々の家賃を助成する家賃低廉化事業及び低減事業の交付金が交付されてございます。附則第2項中「平成28年3月31日」を5年間延長し、「平成33年3月31日」と改めるもので、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号 鏡石町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第18号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第18号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

このたびの鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年度地方税法の改正に伴い、今年3月末に専決処分として改正いたしました町税条例の一部を改正する条例につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が来年1月1日から運用を開始されることに伴い、一部の字句に加除修正が生じたための改正でございます。

改正条文につきましては、6ページをお願いいたします。

改正条例第1条のうち、町税条例第2条の用語の定義の改正規定中、第3号、納付書及び第4号、納入書の規定を削り、同条例第36条の2第9項、町民税の申告の規定中「法人番号」の次に（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下、町民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の改正規定中「（又は法人番号）」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号、軽自動車の減免の改正規定中ですが、「いう。」の次に「以下この号及び」を、「（又は法人番号）」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同じく同条例第139条の3第2項第1号、特別土地保有税の減免の改正規定中ですが、「（又は法人番号）」の次に、同様に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同じく同条例第149条第1号、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告の改正規定中ですが、「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、また「（又は法人番号）」の次に、同じく「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、附則におきましては、附則第1条第4号、改正条例の施行期日に関する規定中「第2条第3号及び第4号、」を削るとしたものでございます。

附則におきましては、この条例は公布の日から施行すると定めたものでございます。

以上、議案第18号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第19号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第19号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事変更請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

平成27年6月9日に議決いただきました鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事につきましては、建築主体工事における変更であり、内容としてはバルコニー手すり補修

が主な点であり、施工の段階ではつりの結果、さびが深く安全性の確保が難しいことが判明したため、危険防止の点からアルミ製手すりに交換改修し、安全性及び維持管理を容易にするため、請負額を増額して変更請負契約を締結するために地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事。

2、契約の金額、変更前、2億6,892万円。変更後、2億7,898万5,600円。1,006万5,600円の増額となります。

3、契約の相手方、福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼308番地、高田工業株式会社須賀川支店、支店長、角田真美。

以上、議案第19号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田孝司でございます。質疑させていただきます。

ただいま上程ありました議案第19号について質問させていただきます。

この変更請負契約につきましては、以前に2回の定例協議会、つまり10月20日の定例の全員協議会、そして11月30日の臨時全員協議会でも重ね重ね提案がありまして、それに対して私としましては、私どもも重ね重ねご質疑をさせていただいたんですが、全員協議会という場合は事前審議をする場ではございませんのであえて詳細はお聞きしませんでしたけれども、改めて本会議の場でこちらをただしたいと思っております。

ただいまご説明ありましたとおり、今回の変更につきましては、1,006万5,600円の増額ということでございますけれども、今ご説明の中でありましたように、主たる建築主体の変更ということのご説明でありました。過日の、今申し上げた両全員協議会の中におきましては、その主たるバルコニーのアルミ手すりの説明のほかに、中学校からの要望等でいろいろなことがあったと思っておりますけれども、そちらに対しての工事内容については今回のこの変更では一切含まれていないのかということについて、まずお尋ね申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の契約変更につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、主体工事におきましてはバルコニーの手すりの補修が主な点でございます。なお、全員協議会等々でご説明しました中学校からの要望につきましては、前11月の全員協議会でもご説明申し上げましたが、契約内での軽微な変更としまして作業を進めておりました。これにつきましては、至らない説明であったことについては大変申しわけございませんでした。そのようなことで工事につきましては進めておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再質問をさせていただきます。

ただいまご説明がありましたとおり、今回の変更後の金額については、主たる変更工事の内容、バルコニーのアルミ製手すりへの変更ですね、そちらについての内容だということはよくわかりました。

ただ、先ほど申したとおり、中学校から所々の要望があったと思います。それについては変更前の金額内の中で行われたのかどうかということ、そちらについて改めてお尋ね申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 2番議員の再質問についてご答弁させていただきます。

先ほどありましたとおり、契約内での軽微な変更ということで、契約前の金額の中での変更ということで進めさせていただきましたので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再々質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再々質問をさせていただきます。

先ほどご説明が課長さんのほうからありましたように、変更前の金額の中で、軽微なものとして中学校からの要望が取り扱われたというふうに私どもは理解しております。変更前の金額の中で行われた軽微な作業の中に、私どもが以前から申し上げましたとおり、中学校の廊下にセンターラインを引くという項目が含まれていたと覚えております。軽微な工事ということで、中学校でのセンターラインを引くという工事についての説明が10月20日の定例全員協議会で私どものほうに初めてのご説明があったところであります。しかしながら、私

としての意見としましては、中学校のセンターラインは、教育的な目的、あるいは財政上の目的から必要ではないのではないかという意見を申し上げさせていただいたところであります。また、そういったものに対する私の意見では不必要であるというご意見を申し上げ、そういった不必要なものに対する、町の大変な予算の中からあえてそういった不必要なものへの予算を捻出し、そして補正での変更による増額は芳しいものではないのではないかという意見まで申し上げたところであります。

そういう中におきまして、実際に軽微なものとして中学校でのセンターラインを引くということが行われたのかどうかと、そういう私どもの意見を勘案していただいた中で、なおかつ中学校との再協議をしっかりといただいた中でその工事が行われたのかどうかということについて、再々質問でお尋ね申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 2番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

センターラインにつきましては学校さんのほうと協議しておりまして、なお、前臨時全員協議会でもご説明したとおり、これにつきましては、学校のほうに以前よりセンターラインは存在しておりました。学校ではこのセンターラインを活用しまして、さまざまなルール・指導において取り組んでおります。特に清掃活動には力を入れておりまして、センターラインを基準とした整列を基本に、めり張りのある清掃活動、短時間で効果ある清掃活動を指導している。中学校において、センターラインの存在は生徒指導において多大な役割を果たしており必要不可欠な存在であるということで、学校のほうとも再度協議をした中で、このようなことで学校からの要望を受けたことからやっております。

また、そのような形で、このセンターラインについては今後の学校運営について重要だというふうに教育委員会のほうでも理解しておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 10番、今泉でございます。

ただいま中学校の耐震補強ということで、大変子供たちの安全上の教育にかかわる重要な問題、ましてや今回、最終的には2億7,898万というふうな多額の改修を今回せざるを得ない環境になっているところでございます。はや5年になろうとしている東日本大震災のとき

にこれらについては大変議論がされてきたところだと思うんですが、当然のことながら、多くの耐震のこの補強は早急に対処しなくちゃならないというふうに思います。

今回、当初契約から新たに1,000万ほどの増額で出ました。これ、10月の段階で、ただいま2番の吉田議員からも話があったんですが、一応この段階の説明では、ここに書いてありますが、皆さんのお手元にもこの資料はあると思うんですが、バルコニー手すり変更、煙突変更、外壁仕上げ材の変更、学校要望による変更ということで、印刷室作業台、職員室外に足洗い・手洗い流しの設置、視聴覚室の床材の変更、廊下にライン引きなど、そのほか電気工事や機械設備とかとたくさんの記載がされておまして、このときの説明だと1,300万円というふうな説明があったところなんです。このとき幾つかの質問が出て、ただいま吉田議員が質問されたような内容があり、答弁もあったところなんです。このように工事変更概要ということでこれだけの説明がされて、1,300万という金額をこの当時計上しておりました。

しかし、今回これが1,006万5,600円と細かい数字まではっきりと、今度は11月の段階では出てきたところでございます。これは当初の1,300万ほどというふうな積算、これが1,000万まで減ってきたというふうなことについては、ここに説明した工事変更概要、5番の内容についてどれとどれがなくなってきて、そしてどれが今度軽微な変更で前の契約金額の中でやるのかとかいう、そういうことについての説明がなされていないんです。ですからもう少し流れ的にきちんと、この1,300万が1,000万まで圧縮できた理由と、あとそれからどうしてもこれはやらなくちゃならないというふうな工事、あるいは施設の整備については、これとこれはカットしたとか、これはどうしてもやるんだとかというふうな説明を私たち議会のほうにももう少し明確に説明していただかないと、当初計画した、契約した金額に新たな増額というふうに、最近こういう事例がたくさん、増額、増額というのが多く出てきております。災害復旧のこともあると思うんですが、それは教育だけじゃなくて、町当局のほうにもそういうふうなやつがたくさん、議会にも議案として出されておりますので、その辺をもう少し我々議員にわかりやすいように、概略だけでもいいし、あるいは全協のときにそういうふうな資料を提出してもらいなりして、ここまで圧縮しましたというふうなやっぱり説明をされるようなことができないのかということをお伺いして、質問にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の増額につきましては手すり工事が主なものでございますが、先に説明した軽微な変

更につきましては、煙突、印刷室、あるいは床ライン等でございます。これらにつきましては、床の材につきまして減額がございました。床のはつりという部分ですか、モルタル部分のはつり工事が減額されまして、それらが調整された内容でございます。よって、今回ふえたのが手すり工事ということで、前回にお示ししました内容につきましては今回の工事内容で進めているのが現状でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

2番、吉田孝司君の反対討論を認めます。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田でございます。

私のほうからは、この変更請負契約について反対の立場から意見を申し上げます。

質疑においても執行部に対して詳細をたださせていただいておりますが、10月20日の定例全員協議会においては、私は中学校の廊下にラインを引くということに対しまして、教育・財政の両面から見ても、あるいはこの工事の本来の目的から考えても、いずれも妥当ではないという立場からの反対の意見を申し上げ、その結果として町執行部が中学校側と再検討をするとの判断を示されたところであります。

また、他の議員各位からもこの変更請負契約については、見積もりの関係、あるいは設計の関係についてさまざまな異議・質問等があったところであります。本来であるならば、ベランダの手すり等、中学生の安全・安心を確保するために本当に必要不可欠な改修工事に対する増額要求に伴う変更請負契約であるならともかく、10月25日に軽微な工事ということで、当初の予算内において中学校のセンターラインを引く、あるいは今回そのような支出をしながら、今般の請負変更契約において1,000万を超える契約金額の増額を上程してきており、ある意味では、私が言うなれば無駄遣いをおこなながら、その上で再度予算の増額を要求するということは、私としては承服いたしかねるところであります。

さらに、重ねて申し上げれば、10月20日の時点で、ある意味議員の何名かが町執行部に対してこの変更請負契約については強く難色を示しているにもかかわらず、今申し上げましたとおり、わずか5日後の10月25日にはセンターラインを引く工事を軽微なものとして執行部が断行していることについては、私としましてはその責任の所在をしっかりと問うべきであると考えているとともに、ある意味議会軽視も甚だしいと言っても過言ではないと考えているところであります。議員は町民の代弁者であります。中学校の廊下にセンターライ

ンを引くことが、教育的にも財政的にも本当に必要であると思っている町民がどれだけいることでしょうか。そのような町民の思いをしっかりと酌量した上で、私はこの変更請負契約に対しては反対の立場からの意見を強く申し上げるところであり、議員各位の常識かつ良識ある判断、そしてご賛同を重ねてよろしく願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、賛成の討論の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 賛成討論なしと認めます。

反対討論の発言、ほかにありますか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第19号 鏡石町立鏡石中学校校舎耐震補強・大規模改修工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第9、請願・陳情についての件を議題といたします。

請願第1号、第2号及び陳情第1号から第4号までは会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時49分

第 2 号

平成27年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年12月8日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼 会室長	長谷川静男君	農業委員会 農事務局長	車田光男君
原子力災害 対策室長	菊地勝弘君	農業委員会 会長	菊地榮助君
教育委員会 職務代理者	塩田重男君	選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

初めに、請願・陳情文書付託表について、請願第2号の提出者名に誤りがありました。訂正した付託表を配付いたしましたので、差しかえをお願いいたします。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 長 田 守 弘 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、6番、長田守弘君の一般質問の発言を許します。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 第2回12月定例会の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます6番、長田です。

平成27年もあと3週間余りとなり、これから師走の慌ただしさが増してくると思われま

さて、8月の議会議員選挙におきまして、町民の皆様の審判を受け、私自身、2期目の議員として気持ちを新たに議会活動に取り組んでいきたいと考えております。

さて、地方創生と言われて数年がたちますが、東京一極集中、都市部への人口流入に歯止めをかけるべく創設されましたが、先般、行政視察調査を実施した徳島県美馬市、あるいは高知県の本山町、さらには今月、常任委員会で所管事務調査を行った新潟県の十日町に伺い研修をしてまいりました。今回の研修先は、まさにその過疎化、少子高齢化の著しい山間部の町村であり、人口減少の甚だしい地区でありました。高齢化比率は非常に高く、商店街もなく、コンビニもないようなところで、高齢者が農業、あるいは漁業と年金で細々と生活をしているところでありました。国として真剣に地方創生に取り組まなければならないと考え、また消滅都市がどんどん出てくると肌で感じてきました。

このような中で、本日、新聞に地方創生過疎化交付金を1,000億円増額補正するというこ

金による地方創生関連施策への財政支援を求めるべきだと思いました。

また今回、駅東土地開発地区の保留地6区画が売り出されましたが、13件の応募があったようであります。これは、町の生活環境はよいというあかしであります。このような中で、ともに駅東開発にも弾みがつくと思われまます。町の発展に期待するところでありまます。

それでは、通告順に従い質問をしていきたいと思いまます。

まず、1の中学校の環境整備についてであります、(1)現在、校舎耐震補強工事中の安全対策と教室の利用状況についてであります、①の工事中の安全対策についてですが、東側の工事は完了しているようですが、生徒、教員への安全対策はどのように行われていたのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めまます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） おはようございまます。6番議員の、校舎工事中の安全対策についてのご質問にご答弁申し上げます。

工事中の安全対策につきましては、工事現場内に工事関係者以外が出入りできないよう、工事現場周辺に仮囲いを設置してございまます。校舎内でも、防火扉を差し、仕切りをつくるなど、工事現場に生徒や教職員が入ってこられないよう安全対策を行ってございまます。また、中学校敷地内においても、工事車両と生徒や教職員が接触しないよう、工事車両の出入り口と生徒、教職員の出入り口を分けるなどの安全対策を行ってまいりました。今後も、事故のないよう安全対策を十分に行ってまいります。

以上でございまます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 完全に工事と生徒あるいは教員が重ならないような安全対策ということでお聞きしました。私も行ったときには、東校舎の入り口は完全に閉ざされている状態だったので、安全対策はよかったのかなというふうと考えてございまます。

次に、②の東側校舎のほとんどが使用できずに教室が移動されていたようでしたが、緊急時の避難誘導の対応はどのように行っていたのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めまます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 6番議員の、1の(1)の②のご質問にご答弁申し上げます。

東側の校舎にあります教室や職員室は、工事期間中、教室については特別教室等の家庭科室ほか3特別教室へ、職員室は校舎2階の視聴覚室へ移動してございまます。緊急時の避難経路につきましては、学校において定められてございまます、工事で教室等が移動したことによ

り避難経路も移動した教室等の場所にあわせて変更しております。緊急時には変更した避難経路にあわせた教職員の避難誘導により校庭への避難を行うこととなります。今後も、生徒の安全を第一に避難経路を含めた防災教育の周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 教室が移動したということで、ふだん使われている避難誘導がどうしてもわかりづらいようになっていたような気がしますので、その辺の対応をお願いしたいと思います。

また、2階に職員室が移動されたんですが、その前の廊下にロッカーや棚が置いてあったんです。そうすると、あそこの通路にも避難誘導で大分生徒がごちゃごちゃするのかなというふうな考えがありましたので、あの辺のほうもちょっと対策を練ったほうがいいかなというふうな感じはしました。さらに、西南側の校舎ですか、そちらの1階が給食室になっているんですか。そうしますと、その給食室が1階にあって、2階に教室があるんです。その場合に、非常口が非常になかなか向こう側の西側に非常口でおりにということ、もう教室があるので、大体こちら側の職員室のほう側に集中するのじゃないかなという気がしたので、その辺の対策はどう考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

大変、ご心配をおかけしておりますが、避難ということも含めて安全教育というような部分に大きくかかわってくるのかなというふうに思っています。学校がなすべき第一の役割というのは、子供たちに安全を守るための能力を身につけさせるというのが、これが大切なことなんだろうというふうに思います。そのため、学校では教育活動全体において総合的な安全教育を行っていますが、中身を申し上げますと、次の4点で努力しているところでございます。

その1点目が、主体的に行動する力を育成していくということ。2つ目として、教育手法の改善ということ。3つ目として、指導時間の確保。4つ目といたしまして、避難訓練等の実施でございます。どんなに注意を払っていても、指導をしていても、安全というのは完璧に完全に守られるというふうにはならないのかもしれませんが、子供たちの状況に合わせた安全教育を実施して運動能力や判断能力が異なる全ての児童が避難できる体制をつくるよう、これからも努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、ご答弁いただきましたが、とにかく人命にかかわることですので、よろしく対応のほどをお願いしたいと思います。

次に、③の工事中、先ほども言われましたが、東側の校舎が工事中のとき、教室が全然使用できませんでした。そのために、北側校舎の特別教室を使用して授業をしていたようですが、十分な対応はできていたのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

今回の工事におきましては、中学校の空き教室が少ないために特別教室等を利用しながら工事を進めておりました。特別教室を利用するに当たっての対応といたしましては、水道の数が少ないことから特別教室等の外側に流し台の設置などを行ってございます。今後も工事を進めるに当たり、教育環境や学校生活に支障が出ないように、中学校の協力を得ながら十分な対応ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 特別教室を利用して、各クラスで授業をしていたようでした。実際、私も11月上旬に中学校に行きまして、ちょうどその授業中だったんですが、教室を見ていってくださいということで、教頭先生の案内で案内されました。そのときに、科学室、理科室ですか、あそこは大変教室は広いんですけども、大きいテーブルが4つもう固定されているんです。その間に生徒が机と椅子を持って行って、そこで授業をしていたんですよ。これはちょっと環境的にも子供たちはかわいそうじゃないかなというふうな感じがしましたので、その辺はどのようにお考えをしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

特別教室のほうに移動して学習をしていたのは1年生でございます。その1年生が使用した特別教室の状況を具体的に申し上げますと、1年生は4クラスあったんですが、1つは家庭科室を利用いたしました。家庭科室は調理室と被服室に分かれてございます。そのうちの被服室を教室として活用いたしました。調理室においては、被服も兼ねるということで利用させていただきました。それから、今お話がありました理科室は、第1理科室と第2理科室

がございます。1つの理科室を教室として使用し、もう一つの理科室はそのまま利用いたしました。理科の教師は3人おりますが、3人の教師がローテーションを組んで実験等で授業の支障がないように進めてきたところでございます。さらに、3つ目の教室として技術室を使用しました。半分は教室として活用して、半分は技術室として使用したところです。そして、4つ目が会議室を活用いたしました。1度目の答弁で申しましたように、空き教室が少ないために大変不便な、不自由な思いをさせたわけですが、先生方の工夫をいただいて教科のおくれ、あるいは指導内容の不足、こういったものは回避できているところでございます。以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 空き教室がないということで、そういった特別教室を各クラスの教室に使っているということは十分承知しておりました。一小で工事中にリースの教室を借りてやったんですが、あのときも1年に5,000万ぐらいの費用がかかっておりますので、そういった費用を考えるといたし方ないのかなというふうに考えております。そのときに、学校のほうから言われたのは、実はその教育長さん、その時点までに学校のほうに行ってそういった状況を見られてなかったと私、聞いたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

今、議員さんがおっしゃるとおり、私自身は現場は直接は見てございませんでした。ただ、その都度お話は、学校のほうから十分に話は聞いてございます。ただ、学校の運営については、私どもで校長のほうに委託をしているというかお願いをしている状態です。その中で、校長が学校運営の中で教育課程全般にわたって責任を持ってそれを処理していく。そして、必要があれば私どもに話をさせていただいて、私どもがそれらに対して十分な対応をしていくと、こういった形を、これが基本だというふうに捉えてございますので、そのような形で今まで進めてまいりました。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 学校は校長先生の責任においてやっていただいておりますというふうに思いますけれども、やはりその教育現場の長である教育長さんも、できれば始まってすぐぐらいに行き、見て、どういうふうに対応したらいいのかも含め、やはり現場を見たほうがいいのかなというふうに感じましたので、よろしくお願ひしたいと思います。3年生につきま

しては、受験を控えておりますので、そういったことも十分に授業環境には対応しながら、今後も十分気をつけて行っていただきたいというふうに考えております。

次に、(2)番の校庭及び周辺的环境整備についてであります。 (1)の校舎前の旧テニスコートは除染作業後、駐車場に使用されているようですが、舗装する考えはないのかご答弁をお願いしたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

旧のテニスコートに舗装する考えはないかというご質問にご答弁申し上げます。

特別教室棟前の更地となっている場所につきましては、震災前にはテニスコートとして利用しておりましたが、震災後の表土除去によってテニスコートとしての利用ができなくなったことから、現在は各部活動での臨時の練習場や、中学校を会場として行われる大会等での臨時駐車場として利用されてございます。現在において、この場所を舗装する計画はありませんが、中学校がよりよい教育環境となるよう、環境整備について検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 6番、長田守弘君。

[6番 長田守弘君 登壇]

○6番(長田守弘君) 雨が降ったときや、雪が降ったときなどは、今の現状でいうと大分ぬかるんでしまいますので、テニスコートとして利用するのでなければ、来校者のことを考えると舗装したほうがよいのかなというふうに考えておりますので、よろしくご検討をいただきたいと思っております。

次に、②の校庭の水はけについてですが、以前は鏡石の中学校の校庭は町の学校、あるいは岩瀬管内の学校の中でも特に水はけのいいグラウンドだったというふうに記憶しております。今回、除染で表土の土を剥いでからは非常に水はけが悪く、一部土の入れかえをしたようではありますが、まだまだ不十分で校庭全体を改修したほうがよいと思っておりますが、執行の考えをお聞かせ願います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) 校庭の整備についてのご質問でございます。ご答弁申し上げます。

中学校の校庭につきましては、震災後の表土除去により校庭の状況が以前より悪くなり、平成24年度には新しい表土と下層の土を混合するなどの整備工事を、今年度には校庭南側の、特に水はけの悪い場所への暗渠排水管布設などの整備工事を行ってまいりました。また、校

庭南側の側溝につきましても、土砂に埋もれている状況でしたので、今年度の整備工事により側溝の清掃を行ってございます。これらの整備工事により、校庭の状況は以前と比べ改善されているところですが、もともと校庭が周辺道路より低い位置にあることなどから、校庭全体の水はけがよくない状況ではありますので、国の補助金の動向や町の財政状況を踏まえながら校庭整備について検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 一部、土を入れかえたり、暗渠を入れたりということで改善は多少されているかもしれませんが。ただ、今申し上げました、答弁いただいたように、あの場所というのは周りよりも低いんですよ。そうすると、水というのは高いところには行きませんので、全体的に校庭のレベルを上げて排水状況をよくするような工事をしなければ、なかなか解決しないのかなというふうに考えております。予算もあることですので、よろしくご配慮をいただきたいというふうに考えております。

次に、③番ですが、今般の駅東開発によりまして、校庭南側に住宅が今後どんどん建てられてくるというふうに考えております。そのような中で、野球のボールやサッカーのボールが校庭外に行って、住宅のガラスを割る可能性も出てくるということになりますので、南側ばかりではなく、東側にも防球ネットを設置して安全対策をする必要があると思いますが、執行の考えをお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 6番議員、校庭周りの安全対策のご質問にご答弁申し上げます。

中学校の南側において、駅東第1土地区画整理事業により宅地販売が行われており、今後、住宅地となりますので、住宅地への校庭からのボールの飛び出しなどに備えるため、何かしらの安全対策が必要であるというふうには考えてございます。今後、防球ネットなどの安全対策について検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） これもまたお金がかかりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に④ですが、以前、町長は校庭の周りを利用して起伏の富んだランニングコースがあればいいなというふうなお話がありました。私も、大分南側にはあいている部分がありますので、そういったことを活用しながら子供たちの体力増強を図っていったらいいなというふう

に考えておりましたが、その後、その話はどういうふうになったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 6番議員の、校庭周りを生かしてのランニングコースの設置のご質問でございますが、ご答弁申し上げます。

現在のところ、校庭の周りへのランニングコースの設置につきましては、具体的な計画等はありませんが、今後の校庭整備を進める上での整備内容の一つとして検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

[6番 長田守弘君 登壇]

○6番（長田守弘君） よろしくご検討いただきたいと思います。

次に、最後に⑤ですが、体育館も建てられまして30年近くがたちまして、大分老朽化しているように思われます。維持管理についても費用がかかると思いますが、その辺の対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 体育館の維持管理についてのご質問にご答弁申し上げます。

学校施設等の修繕につきましては、予算要求時期に合わせて、各学校へ修繕箇所などの照会を行っており、修繕箇所を優先順位の高い順から、限られた予算の中で修繕を行っております。このほか、学校の体育館の修繕につきましては、体育館を社会体育施設としてスポーツ団体が利用していることから、社会体育施設の修繕費として学校施設、修繕分の予算を当初予算に計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

[6番 長田守弘君 登壇]

○6番（長田守弘君） 今、中学校の体育館ですが、社会体育施設ということで利用もされているということでもあります。そこで、スポーツ団体が夜間などに利用している状況がありますが、マナーとかルールは守られているのか、お伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 中学校の体育館を利用しているスポーツ団体のマナー、ルール等

の遵守はされているかというご質問にご答弁申し上げます。

現在、中学校の体育館は、夜間に3団体が利用しており、効果的に活用させていただいております。教育委員会には、利用に関する苦情等は特に来ておりませんが、学校施設でありますので、マナー、ルールの遵守については徹底していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 中学校のほうから、やはりちょっと時間が延長して使われていることもたびたびあるというふうな話がありましたので、その辺のルールの厳守についてもよろしくお願いしたいと思います。

いずれにしましても、この中学校の校庭や周辺の環境整備には多額の費用がかかると思いますが、これは数年単位で計画的に改修したほうがよいというふうに考えておりますが、予算のこともありますので、最後に町長さん、その辺、どういうふうにお考えがあるのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしましても、修繕については、学校は頻繁に利用されているということですので、これは適宜検討しながらしっかりと対応していきたいというふうに考えております。これについては教育委員会としっかりと連携を図りながら、今後も対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 一気に補助金を充てて工事をするという考えもあると思いますが、数年かけて徐々に直すということも考えられますので、そういった方法もとられてはいかがかなというふうに考えております。

次に、2のふるさと納税の取り組みについてお伺いいたします。

以前に一般質問で、この件については質問させていただきました。その時点では返礼品等の考えはなかったということで、多分昨年からは町の特産品を利用した返礼品を納税者に贈るということで取り組んでいるようですが、（1）のふるさと納税の納税状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員の、今年度のふるさと納税状況についてご答弁申し上げます。

本年11月までのふるさと納税の状況につきましては43件でございます。内訳としましては、個人が41件、団体が2件で、総額125万1,525円という状況になってございます。議員もおっしゃられましたように、昨年から返礼品を開始させていただきました。前年と比べまして、件数では21件の増というような状況になってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 多分、昨年お聞きしたときには、全体で300万ぐらいあったんではないか。そのうち、100万ぐらいが個人の納税、企業の納税が幾らぐらいだったか、私も記憶にちょっとないんですが、多少このふるさと納税の個人部分では増加をしているというふうに考えております。（2）のふるさと納税のこの41件のうち、全て納税者にその返礼品を贈ったのかどうかどうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

返礼品の対象としましては、町外に在住する個人で、1万円以上の寄附があった場合に対しまして3,000円程度の町の特産品を返礼してございまして、今年度につきましては個人が41件でございますので、全ての41件の方に返礼品を贈るわけでございますが、町で季節ごとに返礼品を選ぶような状況になっておりますので、それによっては、例えばイチゴなんかはこれからですので、それについてはまだ返礼品は行っていない状況で、物によりまして返礼をさせていただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 1万円以上で41件のふるさと納税があったということですが、その41件の平均的な納税額というのは幾らになるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

41件、寄附があったわけなんです、9割は1万円というような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） また、約9割が1万円ということで今ご答弁いただきました。

今、大分新聞やテレビなどで各自治体が駆け込み納税を狙って積極的にPR活動しております。福島県では、昨年、湯川村がお米を1俵返礼品として取り上げたということで、約3億円が集まったということでもあります。また、ことし10月14日現在では3億7,000万円余りになっているということでもあります。さらに、飯舘村が村の避難指示解除を目標に挙げ、寄せられた善意を活用して復興拠点に遊び家を設置するほか、花の植栽などに取り組むということで、1万円以上で200円ごとに1ポイント、ポイントがたまって、そのポイントごとに、300点の中から商品が選ばれるというふうな取り組みをしております。飯舘村については、避難がまだされておりませんので、全国の自治体やJT Bの協力の関係を取りつけまして、全国からの特産品で対応するというふうなことで取り組まれると。また、茨城県の日立市は、10月に今回、返礼品を地元の日立製作所で製造された炊飯器、あるいは電子レンジなどの電化製品を15品目ほど追加した。そうしたらば、半年で1,500万円だったふるさと納税が、その商品のリニューアル後、1カ月で1億8,600万円が集まったそうです。昨年、行政視察で行った九州の宮崎県の都城市などは、13億円がふるさと納税で集まっているというふうなことを聞かされております。

このような状況の中で（3）の質問に移ります。

当町においては、段階的に返礼品の額を上げる考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今、総務課長のほうから、本年度の状況について説明をしました。返礼品によりまして、1万円以上の返礼品ということでもありますけれども、昨年、前年度から比べれば二十何件増加したと、そういうふうに返礼品の力ということでのことかなというふうに思います。そういう中で、来年度に向けまして、現行の1万円に加えまして3万とか5万とか、そういった納税額に応じました返礼品、こういったものについてやっていきたいなと、そんな考え方を思っております。いわゆるふるさと納税の趣旨に基づいて、そしてまた町の貴重な財源の確保の観点からも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） このふるさと納税というのは、ゆかりがあったり応援したい自治体に

寄附することでボランティア的に支援するのが本来の趣旨であります。しかしながら、特産品の販路拡大や産業活性化など、地域振興につながるということも考えますと、総務課ばかりではなくて、産業課と連携して積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

次に、（４）に移りますが、それでは町に入ってくる部分は財政的に非常に助かるんですが、逆に、これだけ返礼品が過剰になりますと、町民が他の市町村のふるさと納税をする場合もふえてくると思います。昨年の所得税の還付申告をした方の人数と金額は幾らぐらいなのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） それでは、私のほうから平成26年中の所得に対して確定申告を行った人数と金額について答弁を申し上げたいと思います。

人数につきましては9名おりました。金額につきましては64万5,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 以前に、1週間ぐらい前に、大体9名の方が申告しているということで、金額はその時点ではお聞きしませんでした。ただ、まあそうだな、9人だと大体20万か30万ぐらいかなというふうに考えていたんですが、9名で64万5,000円なんですよ。ということは、百何十万入って、確かに昨年から比べればふえました。でも、出ていくほうもこれだけあるんです。これ、財政的にいうと、もたもたしていると逆にマイナスになるんですよ。こういう現状がありますので、昨年は今よりまだまだこういったふるさと納税の申告という部分に関しては、まだまだ町民の皆さん、あるいは国民の皆さんも知らなかったと思います。しかしながら、今はこれだけメディアがふるさと納税に対する返礼品、しかも自治体はいろいろ趣向を変えて返礼率も上げております。さらには控除の額も、昨年は5万円だったというふうに聞いておりますが、それが6万円ぐらいに上がったということで、非常にこれからはふるさと納税をする側もいろいろ考えて、多分返礼率の高いところにふるさと納税をするんじゃないかなというふうな気がします。こういったことで財政状況もよくなるものがないかなとおそれがありますので、こういったふるさと納税に対しては積極的に当町も取り組むべきだというふうに考えます。よろしくお願ひしたいと思います。

さらには、今後はそのふるさと納税が個人から企業へも拡大されると聞いております。そういった中で、町としての対応はどのように考えているのかお伺ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 企業との関係のふるさと納税ということでございますけれども、これも政府が地方創生の一環として、企業版のふるさと納税と、そういったものの制度の創設を検討していると報道にもございました。きょうの新聞にも法人三税を軽減、いわゆる企業版ふるさと納税というような記事も載ってございました。そういうことで、まだ詳細については国のほうからは示されておられませんけれども、いわゆる個人のふるさと納税制度同様、またその地方創生に向けました貴重な財源となり得るものでありますので、これについてもしっかりと的確に捉えまして対応していきたいなど、先ほどの個人の納税のふるさと納税も含めて一緒に対応していきたいなど。先日、担当それぞれの課に指示したところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 本当に、地方創生ということで今、いろいろ言われておりますけれども、確かに東京一極集中ではなかなか正されないなどというふうを考えて、そういったことからこういったふるさと納税が多分出てきたんだと思います。しかしながら、納税する側の意識はやはりそればかりじゃないんですよ。ですから、先ほど言いました、これは地域振興ということも考えると、総務課ばかりの対応では、これからはなかなか対応していけないなどというふうを考えておりますので、産業課さん、本当に忙しいのは大変ですが、その辺協力をしてふるさと納税に取り組んでいただきたいなどというふうを考えております。

本当に、企業まで拡大されると、あるいは過剰な返礼品合戦になっては、真の地方創生にはならないような気がします。ある程度は自由に乘って取り組んでいかないと、どんどん町も取り残されていってしまうなどというふうを考えておりますので、積極的な対応をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合上、10時55分まで休議いたします。

休議 午前10時46分

開議 午前10時55分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉 田 孝 司 君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員、吉田孝司でございます。

9月の定例会に引き続き、12月定例会におきましても一般質問の機会を頂戴いたしましたこと、まことにありがとうございます。私は、この4年間の任期の間、町議会議員本来の役割を全うすべく、今後も定例会における一般質問には必ず毎回登壇させていただきます。

さて、8月末には多くの町民の皆さんからのご声援を得て町議会議員に選んでいただき、それからはや3カ月が経過いたしました。その間も引き続き、町内外からさまざまな声をお寄せいただきました。さらには、議会活動としては決算審査、行政視察調査、議員研修等も経験し、今後のみずからの議員活動にも大きく資するものがたくさんございました。町民の皆さんの血税を我ら町議会議員の報酬や議会活動費として充てさせていただいている以上、町議会議員は常に研鑽に努め、常に町民の皆さんの代弁者として赤ちゃんからお年寄りまで、その全ての声に耳を傾け、みずからの豊富な知識と、正確で最新の情報のもとに理解して行動すべく、それを誰にでもわかりやすい形に整理して議会に届け、熱く議論して政策実現に尽力する義務があると考えております。また、町執行部に対しては、常に是々非々の立場でつかず離れず臨む姿勢で行動し、結果として町執行部とともに、愛するふるさとの町づくりの一翼を微力ながら担ってまいりたいと考えております。

また、この3カ月間、社会情勢も大きく動いております。国政においても、憲法改正や安保法制、TPPなどの国家の根本にかかわる重要課題が議論される中、本県選出の岩城光英参議院議員が安倍改造内閣の法務大臣として入閣され、まだまだ震災復興の途上にある本県の声が直接国政に届くことを大いに期待するものであります。

また、11月5日告示の福島県議会議員選挙においては、ここ須賀川岩瀬郡選挙区においては、幸か不幸か無投票で現職3人の当選が決まり、今後4年間にわたって、引き続き須賀川岩瀬管内と県とを結ぶパイプ役としての期待はしながらも、この地域における若者を中心とする政治離れ、さらには、将来の地方政治を担う人材不足がますます顕著になった結果として、これを真摯に受けとめなければならないところであり、来年の参院選以降に18歳以上の方に付与されることになる選挙権の影響が今後どうあらわれてくるかに注目されるところであります。

さて、時節も師走になりまして、その名のおり公私ともども忙しい日々を送っておるところではございますが、先ほど述べましたように町民の皆さんから町政に関するたくさんのご意見やご批判をありがたく頂戴しておりますので、今回の一般質問において時間の許す限り、町執行部側につぶさにお尋ねしてまいりたいと考えております。

早速質問のほうに移らせていただきたいと思います。

第1の質問といたしまして、鏡石町における地方自治という題目についてお尋ね申し上げたいと思っております。

町執行部も、あるいは町議会としましても、町民に開かれたクリーンな町政を目指していかなければならないというふうに考えておるところでございますが、まず初めに、日本国憲法第92条に定められております地方自治の本旨というものがございまして、これを鑑みまして、国・都道府県・市町村の位置づけ、あるいはこの日本国憲法の立憲主義における法律・条例制定のあり方などの観点から、地方分権というものに対する町長の見解を聞きたいと存じます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

地方分権ということでありまして、これについては平成12年4月にいわゆる地方分権一括法が施行されました。そういう中で、同時に、今それまであった国のいわゆる機関委任事務というんですか、そういったものが廃止されるという、そういうことになってきたわけでありまして、そういう中で、その機関委任事務に係るそういった補助金、こういったものも同時になくなってきた。私は、地方分権改革の中で一番特徴的なものを挙げますと、小泉内閣の時代でありましたけれども、いわゆる三位一体の改革がございました。そういう中では、一つは補助、国の国庫補助金負担の廃止、縮小、そして税財源のいわゆる移譲と、地方の移譲ということでありまして、もう一つは、地方交付税の一体的な見直しが行われたということでありまして、そういう中で、いわゆる国からの財源の移譲、これも進められたわけでありまして、地方には十分な財源移譲がなされなかった状況であります。特に、本町においても地方交付税においては、以前から12億、今も10億は超しているわけでありまして、この三位一体改革の中では10億を切ってしまったという、そういった状況も現実にございました。大変、地方についてはやっていけない、そういう中でいわゆる市町村合併があったというのも一つであります。

そういうことからしまして、いわゆる地方分権を進めるということで重要なことは、やはり憲法92条に定めます地方自治体の本旨による、いわゆる住民自治、それと団体自治、すなわち住民と行政がそれぞれの役割と責任、そして相互の連携協力した町づくりを進めていく上では、それに伴う地方への財源確保というものが大事なんだ、いわゆる財源の充実が重要であると、そういったことで進められれば、地方分権についてはさらによいのかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま町長から丁寧なご説明をいただきありがとうございます。

そういった中、ある意味この地方というのは、特に東北地方なんていうのはお上意識というものが強くて、なかなか国に逆らえない、言い方はちょっと悪いですけども。また、そういう中にもかかわらず、これまで、例えば福島では原発の問題で、福島県知事の佐藤栄作久さんがああいうことになってしまった、あるいは今、沖縄県では基地訴訟問題と基地問題等で国と沖縄県が訴訟しているということが行われているわけであります。国は、憲法を守りながらも法律を制定していろいろなことを、ある意味無理難題等も地方自治体に押しつけてくることもあるかもしれません。しかし、我々人民といいますか、国民は、先ほど何回も申し上げましたとおり、日本国憲法に守られているものであります。そういう中において、例えばそういった国がちょっと無理難題等を押しつけてくるような場合があったとき、町としては、例えば条例整備等で何とかその町民を守るといような、ある意味国と闘ってでも町民を守るといような姿勢はあるのかということ町長にもう一度お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） いざというときということでございましょうけれども、いずれにしましても、我々は、私は国と町が争いをするということも当然なつてはならないことだというふうに思っております。ただ、要は一番大切なことは、住民とともにこの鏡石町を得る、しっかりと町づくりとしてやっていくと、そういったことが一番大事なことでありますので、それは国に対してそういったことがあれば、当然これは住民と一緒にあって、これは悪い言葉で言えば闘うというのは当然のことです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長からそのようなすばらしいお言葉を聞いて、私も安心いたしました。そういうつもりであれば、私も一生懸命ともに戦いたいと思っております。

続きの質問に移らせていただきますが、本町にはまだございませんが、他の自治体では自治基本条例、あるいはその一部として含まれる場合もありますし、また独立した条例として議会基本条例もあるわけですが、こういったものが他の市町村では逐次制定されてきております。これに対して、本町としてはいかに対応していくつもりか、現時点でのお考えをお尋ねしたいと存じます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

自治基本条例というご質問でございます。

ほかの自治体では、県内におきまして9市町村、自治基本条例を制定しているようございますけれども、地方分権改革によりまして、国の関与が縮小してきたことから、各地方公共団体におきましては、地方の実情に即した独自の条例の制定を進めておりまして、特に地方公共団体の憲法とも言えます自治基本条例の制定につきましても、全国的に多くの自治体、現在のところ、19%というようなことを聞いておりますけれども、自治基本条例につきましては地域の実情に即した自治体の運営や、地域の課題を解決するために自治体を構成する町民、議会、行政機関のそれぞれの役割を確認して、それぞれの活動する上での基本的なルールを定めていられるものでございました。

本町の町づくりに関しましては、第5次総合計画の策定時におきまして、町民の皆さんからのご意見も取り入れ、さらに議会の議決をいただいて計画の策定を行ってきたところでございます。この総合計画の目標の実現に向けた町づくりを現在進めているところでございます。自治基本条例の策定に際しましては、町民の皆様と関係機関との意見交換会が当然ながら必要でございますし、十分な議論と検討を進めていくのが必要と考えておりますので、先進事例を参考にしながら本町の地域特性を生かせるよう今後研究させていただきたいというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、ご説明ありましたところに対して、もう少しちょっとお聞かせ願いたいのですが、今、当町では第5次総合計画に基づいていろいろやっておられるということで、そうすると自治基本条例に対しての具体的な、例えばワーキンググループ、あるいはプロジェクトチーム、そういったものを立ち上げているという段階まではまだ立っていないということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問のありました自治基本条例の具体的な検討はまだいたしていないというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひと、私どもとしましてはそういったものを検討していただきたい。そして、なぜそういうことを申し上げるかといいますと、先ほども申し上げましたとおり、他の自治体の自治基本条例、私も幾つか見ました。そうしますと、自治基本条例と議会基本条例が別々に制定される場所もあれば、自治基本条例の中に議会条項を含めて制定しているものもあるんです。ですから、例えば町当局のほうが自治基本条例をつくるから議会基本条例は議会でやれというふうなことになってしまいますと、これは議会で考えなければならない。ある意味、基本条例の中の一部条項として議会条項を入れるのであれば、それは一緒に考えていくということになるのかもしれませんが、その辺のこともありますので、お考えになるときは、ぜひとそういったことを考えていただいて、ある意味議会にもそういったこともお諮りいただいて、今後進めていただければと思っております。

3つ目になります。

今お話ししましたように、いろいろ町民から声を聞くという話があったわけではありますが、実際に町民から広く意見を聞いて、これを町政に反映させるべく、町は町政懇談会というものを各行政区において順次開催していくつもりは今後あるかどうかということについてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町政懇談会のご質問でございます。

町づくりにおきます広報及び広聴の重要性に鑑みまして、行政区を単位としました懇談会を開催することにより、町民の生の声を聴取して、本町の将来のあり方を探るとともに、町の総合計画の推進に向けまして全町民が一丸となって取り組むことを目的としまして、これまで町政懇談会を開催してまいりました。

最近では、平成24年に町長が1期目の就任に伴いまして開催したところでございます。第5次総合計画や震災からの復旧復興計画につきまして、住民の皆様に直接説明をして意見交換を行ってきたところでございます。町政懇談会の必要性は当然ながら十分理解しております。次年度にも、第5次総合計画の見直しもございまして、そういった生の意見を反映できるように、今後次期開催について考えてまいりたいと考えてはございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長が1期目の平成24年にされたということで、来年は平成28年、ちょうど4年たっておりますので、来年あたりぜひと計画をしていただいて、町民に理解

のある町政をさらに進めていただければと思っております。

続いての質問に移らせていただきます。

続いては、行政区長の責務及び倫理規範についての質問でございます。

私も町の条例のほうを見させていただいたんですが、行政区長については簡単なことしか書いてありませんでした。そういったことについて、ちょっと実態についてお尋ね申し上げたいと思っております。

まず初めに、町における行政区長の役割、そしてその選出の方法について、先ほど申し上げたその規定及び実態はどうなっているのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申します。

行政区長の役割と選出方法でございます。

行政区長につきましては、鏡石町区長に関する規則で定められてございまして、その目的としましては町と町民との間の行政等に関する事務の円滑化を図るために設置するとなっております。選出方法としましては、各行政区の総会で選出されてございまして、その方を町長が委嘱するということになってございます。町から住民に対する連絡や各種調査及び報告に関する事務を行っていただいているところでございまして、現在13区の行政区がございまして、13名の行政区長がおるといふところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういう状況において、区長の役割というのは大事なんだと、要するに町の事務を円滑に進めるためには町が行政区長に委託をしてやっている部分もあるということをお聞きした次第であります。

そういう中において、昨今の町議会議員の一般選挙においては、前回の9月定例会では選挙違反はなかったということの答弁をいただいております。ただ、私のほうで聞いておりますが、各行政区長に配った選挙公報を、さらに小さな班です、各班長がある特定の候補者の名刺を選挙公報という公のものにくっつけて配ったということで指導を受けたという話も聞いております。これは報道になっているので皆さん方もご承知のことかと思っております。

そしてまた、今般、私も認識しておったのですが、今回の選挙において特定の候補者が行政区長を伴って挨拶回りを行い、その行政区長には、私としては町の非常勤公務員ですから、そういったものの自覚や倫理性、さらには公平性が著しく欠けていたと私は思っております。

けれども、それに対して町としてはこのことに対してどのように対処したのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会局長。

○選挙管理委員会委員長（渡邊俊廣君） 2番議員のご質問にご答弁申します。

さきの町議会議員一般選挙、8月25日告示で30日投開票として執行されてございます。選挙運動につきましては、公職選挙法により定められているとおり、候補者が挨拶回りを行うこと、公職選挙法第138条によりまして戸別訪問の禁止に該当して、禁止されているというような状況になってございます。

今回の町議会選挙におきましても、何件かのそういった選挙違反と疑わしい情報がございました。その都度、選挙管理委員会としましても指導等を行っていたところでございます。この質問にありましたように、行政区長のような特別職の公務員につきましては、公職選挙法第136条の2の規定によりまして、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に該当しまして、選挙運動は禁止されているというような状況になってございます。

ご質問の件につきましては、匿名の情報がありましたので、行政区長のほうに確認し、疑わしい行為を控えるよう注意をしたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今回はもう終わってしまったことなので、仕方ありません。選挙期間中になればそういうことも出てきて疑わしい、あるいは本当に事前に公職選挙法違反ということも今後あるかもしれませんので、できれば次回の選挙からは町選管としても選挙が始まる事前に各行政区長にはくぎを刺すことにはなると思いますが、そういうつもりで徹底指導していただきたいと、特に今回のことをもとにやっていただきたいと思っております。

続いての質問に移ります。

町職員による行政サービスの向上についてという話でございます。

質問ですが、町民が十分満足するような接客サービス能力を向上させるために、内部・外部の接客研修、あるいは町独自で、最初の接客研修については、これは県が自治研修センター等でやっているもの等もあると思いますので、それ以外に町独自で何かしらの工夫、あるいは取り組みはされているのかということについてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

職員の接遇研修というご質問でございます。

今おっしゃられましたように、職員の研修につきましては県内の市町村職員の研修を受け入れている自治研修センターの研修で、職員を定期的に参加させて研修をしているところでございます。新規採用職員研修では、当然ながら必須科目になってございまして、接遇に関しては毎年計画的に参加させているところでございます。また、その他の取り組みとしましては、外部団体等の実施しておりますビジネスマナー研修会にも機会を捉えて研修に参加させているところでございます。

独自の取り組みと申しますと、毎年職員研修として予算をとりまして実施しているところでございますが、接遇の研修については最近行っていないというような状況もございまして、皆さんの意見を取り入れながら、接遇研修についても再度図られるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これは私からの提案といいますか、こういったものはどうなんでしょうかということですが、今よく官公庁の職員が民間の企業あるいは団体等で研修を受けてくると。それも1日行って見学だけじゃなくて、実際にどっぷりとつかって研修を受けてくると。実際に、国の職員が岩手のほうのちっちゃな町に行って、そこで牛が好きになっちゃって、そのままそこを離れなくなっちゃったなんていうことも本になってございますけれども、実際そんな形になって職員の方がやめていっちゃうと、それは問題ですが、ただその職員をいろいろな広い視野を持って育てていくという観点で、例えば今問題になっている、私のほうも問題にしている介護の問題であったりとか、あるいは今、先ほど長田議員からもありましたように産業、この町の産業、もちろん農業、商工業、ああいうたくさんあると思いますけれども、そういった産業の現場において実態を理解してもらおうという意味での研修というのはどうかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

民間企業に研修に出すというようなところも、うちのほうでも聞いてございます。大変いい提案だと思いますが、現在ちょっとぎりぎりの人数でやってございますので、ただいまの提案につきましては検討課題とさせていただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひとも検討していただいて実践していただきたいと思います。

続いての質問でございますが、これも先ほど長田議員からの質問でありました。

例えば、さっきの税金の問題も総務課だけの管轄ではなく、ふるさと納税の返礼品の関係です。総務課だけではなく、産業課とも相談してやってほしいということ。つまり、これはどこの市町村でも縦割り行政、都道府県、市町村どこもそう、国もそうであります。この縦割り行政による弊害がたくさんあるわけでございます。この解消に向けて、例えばですが、職員同士が課を超えて、課や部局を超えて横断的な意思疎通をする。特に、町長が公約に掲げておられる重要施策については、これはどの担当課の職員ではなくても全ての職員が共通認識して、いろいろな課から、課の職員から政策立案や予算編成に対する意見が出てくるような、そういうふうなことが大事かなと私は思っておりますが、そういう方策はとられているのかどうかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の行政施策につきましては、第5次総合計画の策定に際しまして横断的な施策の構築を図るべく、各課長を本部員としました策定本部会議を設置しました。当然、さらにその原案を作成する案で計画策定プロジェクトを作成しまして、素案を策定しているところでございます。また、計画の実現に向けまして、毎年度、3年サイクル実施計画を策定してございます。その計画策定に際しましては、事業の評価を行いながら町の主要事業を決定して予算編成に反映しているところでございます。

ご質問の縦割り行政につきましては、当然ながらこのような策定をする場合には、当然各課の持ち場の案として出すというのが本望でございますが、当然ながら横断的に違う課の内容につきましても、総合的に検討するような場ということで進めているところでございます。当町は、特にコンパクトでございまして、さまざまな機会をとられながら各課で連携した町づくりに取り組んでいるところでございますものですから、国や県で見られるような縦割り行政とならないように、今後も引き続き総合計画の実現に向けまして、職員同士の横断的な意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほど各課長さんが集まって会議を開いているという話がありました。

私自身も天栄村にいたときに課長会議等に出ていましたので、いろんな課の横のつながりは

できていたと思うんですが、私が言いたいのはやっぱり下の職員ですよ。本当にそれこそ入ったばかりの職員の方から中堅の方、そして課長さんまでのベテランの方も含めた、やっぱり理想を申せば、なかなかこれは時間が難しいかもしれませんが、全職員が一堂に会して、例えば何か1つのことに対してもうわいわいがやがや意見を聞くと。特に私が言いたいのは女性の声、あるいは若者の声、そういったものが実際に町政に反映されるような、これは町職員の方の女性とか若者ということになってしまいますけれども、ただ同世代の声を代表していると私は考えておりますので、そういった声を聞けるような場を設けていただきたい。

私が常々言っているその地域包括ケアというものについても、これはやはり横断的なものでなければならないというふうに私は考えておりますので、そういった女性、若者の声を取り入れる、そういう職員の声を取り入れるような方策はとられているのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私もその意見については大変必要だなというふうに感じておるところです。

私も今町長室の中で事務をとっているということでありましてけれども、私はできる限りその課に行って、いわゆる担当箇所を直接呼んだためしは、お客さんがいる場合は当然、担当なり課長なり町長室に呼ぶんですが、それ以外、みずからについては一度も呼んだことはございません。みずからその担当課に行っているいろいろお話をすると。なぜかという、今お話しされたとおり、いわゆる担当課長1人呼んでも、その課長の意見しか聞けない。ですから、それは担当課に行くことによって課長のほか副課長、そのほか若い職員のお話も聞けるとい、そういった立場で今も、これからもそういった方法でやっていきたいなというふうに考えているところであります。

また、横断的な部分、これについては先ほど総務課長から言われたように、我が町はコンパクトの組織でございます。そういう中では、その都度その都度呼んで、各関係課を呼んでそれぞれお話し合いをするということで今してございます。ただ、それだけでも十分でないことも確かでありますので、これからそんな面でしっかりと横断的な部分を含めて対応していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長から今、フットワーク軽く、これからも意見を聞いていくという声をお聞きしましたので、ぜひとも今後も継続してやっていただきたいと思っております。

町職員についての質問はもう一個最後になりますが、お尋ね申し上げます。

町民の一人一人はいろいろな要望等があります。そして、いろいろな事情があるわけであり、例えば、簡単な事例を申しますと、役場の窓口に行きたくても行けないなんていうことも、実際これは具体的な話であるわけです。足がないとか、実際に足が痛くて行けない、いろいろな要望を聞いております。そういった要請、要望に応じて実際に、逆に町職員が各戸に赴いて個別的に申請業務とかそういったもの、一般的な行政事務を遂行していくような、ある意味住民目線での行政サービスを行っていくような姿勢はあるのかどうかということ、こちらについてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町職員が町民個々のニーズ及び諸事情を鑑みというようなご質問でございます。

本町の現在の職員は、現在100名の職員でさまざまな事務事業を行っているところでございます。全国的にも、当町と同規模の類似の自治体に比べまして若干少ないというような人員での事務を行っているところでございます。平成23年3月の東日本大震災におきましては、他の自治体から職員の応援をいただきながら少ない人員で災害復旧と復興事業を行ってきたところでございます。

ご質問の職員が各戸に赴いて町民個々のニーズに対応するというところでございます。全国的にもこのような自治体もあったと聞いてございます。理由にもよりますが、全体の奉仕者として個人の利益に抵触するんじゃないかというような課題もあるかと思いますが、地域ごとの組織や団体の力で進めていかざるを得ない、またそういうような状況になってございますので、ご提案の点につきましても大変いい案ではあると思いますが、ご理解いただきたいと思っております。住民目線に立ちました町行政サービスになるように、さまざまな機会を捉えまして柔軟かつ迅速に対応しつつ、時代に即したものとなるように進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 確かに、この我が町は震災を受けて、震災復旧・復興もまだ途上の段階であるということもありますし、少ない職員数でやっていらっしゃるということも私も重々理解しております。ただ、町長、前回も以前も説明ありましたように、管理栄養士あるいは保健師が訪問してやっているハッピーイートプログラム、そういったすばらしい、これも訪問の、各戸を訪れてやっているというすばらしいこともやっていらっしゃいますので、

これは、こういったことだけではなくて、できればやっぱり一般事務にも広げていっていただくというようなことも大事なのかなど。何せ、今私らも訪問診療と、医療の中でもパラダイムシフトといいますか、病院中心の医療からやはり在宅中心の医療に変わってきております。そういった中で、やはり昔、医療もある意味殿様商売と言われたような時代もあったというふうに聞いておりますけれども、実際にそういった時代は変わってきておりますので、やはり行政に対する目というものもしっかり町民の方、思っていらっしゃると思いますから、そういったことも勘案しながら、そのハッピーイートプログラムに続くような、そういうすばらしいことをやっていただきたいと私は願っております。

続いての質問に移らせていただきます。

今申し上げました医療、福祉に関する質問でございます。

1つ目の質問といたしましては、これは例えば隣の須賀川市が既にされております。他の市町村の先進事例を参考にさせていただきながら、町内の医療・介護従事者が協力連携を模索し、相互に研鑽を深めたり、あるいはそれに町民も気軽に参加して意見交換できるような場として、やはりこれも横断的で開かれた組織、協議会等を設けるつもりはあるかどうか、そういうことをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国は、地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革といたしまして、効率的かつ質の高い医療体制の構築と、地域包括ケアシステムの構築による住みなれた地域での継続的な生活ができるようにということで進めております。その中で設定されております地域ケア会議におきまして、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目指すとしております。地域ケア会議の機能のうち、個別課題解決機能におきまして、医療や介護等関係者による個別的な事例のマネジメントを積み上げていくということで相互研鑽が図られていくものと考えております。

また、その地域ケア会議は、最終的には政策形成機能までを求めておりまして、その過程の中で町民の方々の参加を想定していきたいと、現時点では考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、地域ケア会議の話がございました。

また、先日、健康福祉課さんのほうに聞きましたところ、この鏡石町には鏡石町保健医療連絡協議会というものがあるということを知っていましたので、その規則等はどうなってい

るんだということを聞いております。多分、ここにいらっしゃる他の議員もわからないこともあるので、その鏡石町保健医療連絡協議会の実態について、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

保健医療連絡協議会というのが町内に組織ございます。それは、任意団体でございます、町内に開業されているお医者さんの団体ということでご理解をいただきたいと思います。また、その団体協議会の中で、ご協議をいただいた中で調整をさせていただいている項目につきましては、校医の割り振り等、あとは予防接種、あともう一つは健診等の割り当てということでの調整を実施しております。なお、この任意団体でございます、新規会員等につきましては、会員の全員の同意を得て総会に諮って行うという規定がございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私も個人としては、まだこの保健医療連絡協議会にずっと入っておりません。私の自分のクリニックはです。任意団体ということですから、例えばこれは規則を見ますと、事務局が町の健康福祉課にあるんですね、規則。任意団体ですから、ある意味これはもう町のところから切り離して、そこは任意団体ですから、事務局はそれぞれの医療機関の中でどこかしら持ち回りでやれとか、そういうことが本来のあるべき姿ではないのかなど。そして、入会の規則についても、全ての医療機関が賛成しなければ入れないという、こんな閉鎖的な集まりは、私は聞いたことはありません。政党とかよほど厳しい団体のような感じがしますが、それについてはどのように見解を持たれているか、お尋ね申し上げたい。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私も実際のところは知らない部分もございます。なぜかといいますと、これは医療連絡協議会というのは大分前から設置されているということです。聞くところによると、隣の須賀川市では、いわゆる医師会というものが組織されております。ですから、我が町にはそういった医師会というものは存在しませんので、町内のお医者さんについては須賀川の医師会に所属していると、そういう中でのことでもありますので、特に先ほど課長のほうから言いましたように、いわゆる町内の校医、健診、そういったものを主として、お医者さんには集まっていたいただいて、その割り振り等も含めて円滑に行えるようにということで以前から組織され

ているということでございますので、いずれにしても、町と今の連絡協議会、今は別になってございますけれども、ただ事務局は町になってございますので、多少、町は入るんでしょうけれども、やはり組織としてはお医者さんのお集まりでありますので、そのお医者さんの意見が十分反映された中で行われているということでご理解をいただきたいと思ひます。町がここに入ってくださいとか、どうするとかということではございません。あくまでもその意思は、あくまでもお医者さんの仲間での意思で動いているということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長から答弁がありました。

私は、この地域医療、あるいは地域包括ケアを本当に行政が主導としてやっていくのであれば、私はその医師と医師の関係のところ行政がどんどん入っていくべきだと思うんです。ある意味、これは国でも全く同じです。日本医師会がかなり大きな力を持ち、厚労省に対して診療報酬の要求をしてくるわけです。それに対して、厚労省は認めざるを得ないと。そうになると、ますます日本の医療費はどんどん逼迫していきます。同じことが私はこの我が町にも起こってくると思ひます。ですから、実際にこの我が町の自主財源をしっかり確保していく、あるいは町民一人一人の負担を軽減させていくためには、行政は強いて、あえてそういった医療の場にどんどん首を突っ込んで改革をしていくべきだと、これは町民のためだと私は考えております。

続いての質問に移らせていただきます。

これもやはり町民のためを思つての質問であります。

町外、特に須賀川市の医療機関に通院するために、バス、タクシー等の交通機関が使われるわけですが、その中において公共交通機関となりますバスや鉄道等になると思ひますが、それは十分整備されているのかと。町民の方々の声を聞きますと、実際にかかる医療費よりも交通費のほうが高かったんだということを言われております。そういう中において、町としては路線バス、循環バス、あるいはタクシー券の補助、そういったものに対しては今後どのように手当していくのかどうか、お尋ね申し上げたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町外、特に須賀川市の医療機関に通院するためには、路線バスや鉄道、タクシーなどの利用が考えられますけれども、個別の医療機関の場所によっては十分に公共交通機関が行き届いていないところもあろうかと思ひます。路線バスは以前よりも本数、路線ともに利用者

の大幅な減少により少なくなっているのが現状でございます。このような理由から、路線バス等の増便や路線の増は難しい現状でございます。また、タクシー券の補助につきましては、現在、重度の障害者については一部助成をしておりますけれども、一般高齢者等への拡充につきましては、現時点では考えていないという状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、これからも私ども議員としては、これは議員は町民の代弁者でありますから、常にやっぱり医療費よりも交通費のほうが高いんだということを、ずっとこれからも私どもは言われるわけです。それに対して、やっぱり町としてはどういふふうに対応していくか考えてほしいんですが、それはどう思いますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 答弁を申し上げます。

私も、いずれにしても、今、町は高齢者の率は県内ではかなり低いということでありまして、しかし、いわゆる例えば大池団地も大分前の団地でありまして、今そこだけを見ると、かなり私は高齢者になっているのかなと思います。そういうことで、これは高齢者については必ずふえるということでございますので、いずれかの時点でこういった考えのもとでやる方向ではあるのかなと、私もそうあるべきだというふうに思っておりますので、これについてはしっかりとその時期等を捉え、さらには、それはもちろん財政ということもございまして、そういったことも含めてしっかりと検討していきたいなというふうに思っております。

あと、先ほどの地方医療関係も含めて、やはりしっかりとしていきたいなというふうに考えておるところであります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひともお願いしたいと思います。特に、そういった医療費の要望のほかに、今回質問に入れませんでした。例えば眼科がないとか、耳鼻科がないとか、そういうふうなニーズも聞いております、そういうものがあるといいななんて。内科のクリニックはたくさんありますし、歯医者さんもたくさんあります。それは充当されておるようですけれども、眼科、耳鼻科、あるいは私どもも始めておりますけれども心療内科、それもないということもありますので、そういったものを、例えば誘致したりとか、そういうことも町としてもやっていただくと、私は物すごいすばらしい町になるんじゃないのかなと、コンパクトタウンとしてはすばらしくよくなるんじゃないのかなと思っております。

3つ目であります。

これは、決して手前みそになるわけではありませんが、ちょっとこういったことをお願いしたいなと思っております。

町民、特に高齢者やその介護者にとっては、実際に医療機関に外来通院するために、これは大変です。それは、先ほど申し上げたように、足が痛いとかという身体的な理由、あるいはうちから出たくないとか、そういうような精神的な理由、あるいは実際にお金がかかるとい話を先ほど申し上げました。そういった負担を減らし、あるいは町としても今申し上げましたように、公共交通機関を整備するということに対しては、これは町としても物すごい財政的な負担がかかるわけでありまして。そういった意味を考えると、やはりこれは町を挙げて、できれば私どもがやっているような在宅医療、在宅ケアをぜひとも積極的に推進して行ってほしいなと思っております。といいますのは、先ほど申し上げましたように、医療のことについては、これは医師のほうに任せておくという、そういうようなことであります。それこそ町内においても在宅医療、在宅ケアをやっておる医療機関は何件かありますが、大体はもう夜5時、6時になると閉まってしまい、夜の電話には出ないし、夜間、祝日、休日は対応できないということも聞いております。そうしますと、やはり郡山、須賀川の病院に行く。要するに、かかりつけのお医者さんに見放されたなんていうことも聞くこともありますので、実際に私はそういう在宅医療、在宅ケアを町として推進していく、ここはそういう町なんだというふうにやっていくような意思はあるのかと。もし意思があるのであれば、私も積極的に協力したいということで、ご質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどご答弁申し上げたとおり、国が進めております改革の中に、住みなれた地域での継続的な生活ができるように地域包括ケアシステムの構築が挙げられております。このシステムの構築がなされれば、ご質問のような多くの問題が解決されるものと考えておりますので、地域包括支援センターや地元医師会、行政区など関係機関との連携協力によりまして、在宅医療、在宅ケアなどを進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これはもう一つちょっと追加なのですが、その地域包括ケアといいますと、今申し上げたように医師会とか医師とかいう言葉が出てくるんですが、決して地域包

括ケアは医師だけのものではないんです。保健、医療、福祉、介護という4つの大きな分野があるわけです。医師が専ら関与、専らといいますか、中心になるのは医療であります。保健は、これは基本的には保健師さん、行政も大きなかわりもありますし、民間のところもやっておる。福祉介護については、それこそ医師よりも一生懸命介護の従事者が頑張っておられるという中で、私はこれを全て、先ほど申し上げましたように、医師とか医師会ということに任せておくことが決してこの地域包括ケアの推進には当たらないと考えておるものですから、しっかりその辺をもっと広い目で見ていただいて対応していただきたいと思っております。

これは一つ、この質問の最後になりますが、一つ提案で、ちょっと時間が足りないんですけども、在宅医療、在宅ケアを積極的に推進していくということが本当に考えておられるのであれば、ある財団があります。私もかわりがあるんですが、勇美記念財団という在宅医療関係の助成をしているところがあると。これについては、いろいろなセミナー、講演、調査等に関する補助、助成金を出しております。この額が何と数十万円から数百万円の助成金であります。そういったものも実際に財団としてお金を用意して在宅ケアを進めると、進めるのにはこういうお金を用意しますからいろいろやってくださいというものも民間等ありますので、ぜひとも、これは実は締め切りが今週金曜日という、もう迫っておるんですが、ぜひともこういうものを活用していただいて、町でセミナー、講演、調査等を行っていただければと思っております。

この質問は以上にさせていただきます、次に移ります。

3つ目の質問であります、この町における文化事業、あるいは社会教育についての質問でございます。

まず初めに、世代を超えた交流ということでテーマを挙げさせていただいておりますが、私も例年、ここ数年間、町の秋の文化祭の将棋大会に参加しております。前回は参加した、今回も参加させていただいて2位になったんですが、そのような町文化祭の中で行える各種大会に対しての、町としての積極的かつ多面的な支援が私は乏しいんじゃないかなと思っております。これは私、昔も小学校のころに将棋大会に出て、やっぱり優勝とか準優勝したことがあるんですが、当時の将棋大会は私も記憶が鮮明なんですけれども、絵の具とか色鉛筆とか賞状までもらったんです。実際に今も、それを私も持っています。しかし、今回将棋大会に出ましたけれども、景品、ある意味ちょっと言い方は悪いですが、景品はお粗末、参加賞もお粗末で、昔とは全く違っている。そういう中において、私は子供たちや若い世代はなおさら集まらないんじゃないかなということをおもっております。そういった景品を目当てに集まってくるわけではありませんが、やはりこの文化事業を、将棋だけではありません。やはり囲碁もありますし、ほかの絵の展示とか書道の展示とかいろいろそういう展示もありま

すでしょうし、そういったものを含めたいろんな意味での文化事業を積極的に推進していくためには、やはりもう少し力を入れたほうがいいんじゃないのかなと。

ある方に言われましたのは、他の市町村ですともう少し広い会場で、例えば文化祭をやっているんです。公民館のところだけじゃなくて、やはり町立の町の体育館等でさらに広いところを利用して文化祭をやっているということもあって、もう少し見た目の規模、広さを確保してもいいんじゃないかという要望もあったものですから、その辺についてお答えいただければと思っております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町では、鏡石町生涯学習文化協会を設置し、各加盟団体を支援することにより町内の文化活動を推進してございます。各団体とも若い世代の加入者が少なく苦慮しているところでもあります。将棋・囲碁の団体が第一小学校のクラブと交流をするなど、触れ合いを深めている団体もございます。そのほか生け花の団体が文化庁事業の伝統文化親子教室事業を実施して、子供たちに対して生け花を指導しているというのもございます。文化事業に関しましては、対象が広く支援が難しい面もありますが、町としても積極的に支援してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、教育長から答弁がありましたように、それはすばらしいことですので、ぜひやっていただきたい。なぜならば、我が町もそうですが、この今の子供たちの状況を見ると、テレビゲームであったりとか、私としては教育上よくないものとして考えております。その反面、将棋・囲碁、あるいはオセロ、そういったもの、あるいは文化的なもの、先ほど申し上げた絵を描いたり、書を書いたりするというのは物すごくすばらしいこと、日本伝統にもなっておりますので、そういった文化事業をぜひとも積極的に、ある意味、先ほど申し上げたように財政的な裏づけといいますか、経済的な支援もぜひともまたお願いしたいということでこの質問を終わりにします。

次の質問であります。本町においても核家族化が進む中、青少年の健全育成という観点から地域高齢者、あるいは退職なさった教職員の方々が子供たちと日常的に触れ合いながら学べる、あるいは遊べるような場面、機会を町が積極的に提供していくつもりはあるかどうかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、鏡石町青少年育成町民会議を運営し、少年の主張及び各区の青少年活動の支援を行っております。また、青年交流活動を実施している団体への助成も行っております。学校支援地域本部事業、いわゆる学校応援団の活動におきましては、町内の各学校の授業に保護者、それから祖父母世代の方々、地域の皆様方、そして退職した教職員の方々も協力しており、目的外の成果ではあるんですが、世代間の交流が図られているというふうに感じております。そのほか、各スポーツ少年団や子供育成会を支援することによって世代間の交流が図られていると思いますが、今後とも今、答弁させていただいている活動等を通して世代間交流を積極的に推進していきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひとも、今後も続けてやっていただきたいと思っております。

続いては、町の施設であります鏡石町勤労青少年ホームについてお尋ねしたいと。

この施設の、私もよく利用させていただいておりますが、最近の利用状況、あるいは実際はどのような管理運営がなされているのかという実態についてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町勤労青少年ホームは、設置及び管理に関する条例によりまして、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、勤労青少年ホームを設置するとしております。利用者の範囲といたしましては、本町内に居住または勤務先を有する15歳以上、25歳未満の勤労青少年とすることとなっておりますけれども、それ以外の年齢層の方々にも施設の利用をしていただいているところでございます。施設の利用状況につきましては、平成25年度で6,993人、平成26年度では7,168人の利用実績となっております。施設利用者の内訳といたしましては、ほぼ団体利用となっております。管理運営のあり方につきましては、町民の憩いの場、またはクラブ活動、生活や健康増進のための活動、文学や音楽等の振興等に役立てていただくための施設といたしまして管理運営に努めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういう状況において、私も、何回も申しましたように、よく利用させていただいています。月1回に個人的にセミナーを開いて、医療関係のセミナーですが、やらせていただいておりますが、町民の利用もこれからどんどん、それこそ7,000人規模の利用があるわけです。そういう町民の利用に当たって、今後も利便性や稼働率をさらに向上させ、有効活用してもらうためには、備品消耗品については必要を十分に整備されているかということ、これは今後そういう方向があるのか。

あと、ちょっと私がこの前気づいたのは、暖房器具が撤去されていると。これの意図がよくわからない、暖房器具が撤去された理由を言ってもわからないし、あとその撤去された跡が汚いまま、要するに開放されているんです。ですからその辺の、撤去したらば、やっぱりきれいにして町民に気持ちよく使ってもらおうというような配慮も必要でしょうし、あとは私も使ったりする場合は、これはちょっとほかの団体もそうですが、黒板、会議室を貸しているんですから、黒板もやっぱり会議室の利用に私は提供すべきだ。そういう中で黒板のチョークがない。あったのは長いチョークが1本だけで、あとはそれこそ書くと爪がひっかかるようなチョークばかりです。そういうふうなチョークの1本も買うお金が本当に実際ないのかどうか、そういう備品の充当はどうかと、備品消耗品です。これについての対策をお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

勤労青少年ホームにつきましては、働く若者の福祉向上や日本の未来を担う若者が集う場といたしまして設置されておりますけれども、その他にも広く町民の活動の場として活用いただいているところでございます。

ご質問の備品や消耗品につきましては整備でありますけれども、消耗品につきましては利用する方々においてご負担をしていただいているということでございます。また、備品の整備につきましては、今後も利用者のニーズを把握しながら必要なものは整備してまいりたいと考えております。

先ほど2番議員さんのほうからもご指摘ございました暖房器具の撤去でございますけれども、あの暖房器具につきましては使用できないという状況でございます、長年そのまま、いわゆる放置をしていたということでございまして、今回、補正の予算を計上いたしまして撤去させていただいたところでございます。また、その設置場所のところの床面につきましては、今後清掃するという予定でございます。また、大変申しわけございません、黒板のチ

ョークにつきましては、私どもも利用実態を把握できなかったということでございますので、早急にチョークにつきましては購入し、備えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 確かに、そういう細部まではなかなか行き渡らないところは、これはしようがないと思うんです。ですから、その都度町民からの要望がありましたら、それがもうできるものはできる、できないものはできないといいながらちゃんとやっていただければ、私のほうとしては、町民としては十分満足、納得いくんじゃないのかなと思っています。

3つ目の質問であります。

鏡石町歴史民俗資料館について、これは旧成田幼稚園を改装してつくったものということでもありますけれども、こちらについても最近の利用状況及び実際の管理運営のあり方についてちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 歴史民俗資料館についてのご質問でございます。ご答弁申し上げます。

歴史民俗資料館は、平成27年4月に開館し、農耕器具や民具及び歴史年表や昭和の時代の冊子などを展示してございます。管理につきましては地元老人クラブに依頼しており、高齢者の交流の場としても利用していただいております。利用状況でございますが、10月末現在の開館日数は123日、来館者数は797名、1日平均6.5名となっております。うち町外からの来館者が37名となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 本日は、多くの傍聴者がお見えになっております。

そろそろお昼の時間となりますが、時間を延長して進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういう状況、よくわかりました。

さらに、始まったばかりということもありまして、これから町内外にアピールして入館者

数を増加させて、有効活用していかなければならないと私も考えておりますけれども、今のそういう成田の老人クラブに委託しているという運営形態や、あるいは現状のそういう設備、貯蔵物の状況から鑑みて、これからどのように、そういったものに対して対策を講じていくかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 歴史民俗資料館の充実というご質問かというふうに思います。ご答弁申し上げます。

歴史民俗資料館は、私たちにとっては一昔前の、子供たちにとっては生と日々の衣食住の苦勞とか、新しいものをつくり出した苦勞、あるいは努力というのがしのばれる部分なのかな、そういう場所なのかなというふうに思っております。その時代のことを考え、今の時代と比較しながら今の生活の便利さや、これからの生活のあり方を考えるきっかけになるような歴史民俗資料館になればいいなというふうに思います。議員さんの提言等も考慮させていただきながら、そんな施設の内容になれるように努力していきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういった中において、例えば学校における社会科授業等への活用は、これは現況はどうなっているか、あるいは、今後はどのようにそういったものについては考えているか、お尋ね重ねて申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

歴史民俗資料館には、学校で授業を受けている教科書に出てくるような石臼であるとか、糸車等も置いてございます。学校については距離的に遠いということもございまして、私どもにお話をいただきますと職員を派遣し、その必要なものを学校に運んで授業に活用してもらい、あるいは文化財保護審議委員会の方に協力をいただいて細かなまでの説明もさせていただくというようなことを各学校には伝えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私、成田出身ということで、成田にはもうある意味、言い方は悪いで

すけれども、この鏡石町歴史民俗資料館しかないんです、町の施設が。ですから、ここをぜひともそういう発展させていただいて集客、あるいは有効活用に生かしていただきたいと、成田出身の者としては思っております。

続いての質問に移ります。

4番の質問、鏡石町における町づくりについての話でございます。

1つ目は駅東地区のことでございますが、1番の質問については、これは先ほど長田議員から、あるいは昨日も説明ありましたとおり13件の申し込みがあると、分譲地への申し込みが13件ということをお聞きしておりますので、割愛させていただきます。

2番の質問に早速移らせていただきますが、今、駅東地区は開発、どんどんされておるわけでありまして、あるいはその隣には既存の私有地と申しますか、既に住んでおられる住民の方がおると。そういった既存の私有地について、農地から宅地への転用、地目変更ということがございますけれども、これを町として推奨するとか、そのようなことで私有地を含めた駅東地区の開発を積極的に推進していくつもりが町にあるかどうかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 2番議員の質問にご答弁を申し上げます。

駅東地区の、農地から宅地への転用の件でございますが、駅東第1土地区画整理事業地内につきましては市街化区域でございます、優先的に計画的に市街化を図るべき地域とされております。本事業計画の土地利用につきましても、住宅地として整備することとなっております。既存の私有地につきましても同様の考えでございます。地権者それぞれの生計の考えがございますので、それぞれの私有地をそれぞれに慎重に登記をしたいと考えております。

将来につきましては、住宅化が進むようインフラの整備を積極的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） そうしますと、そういった私有地にも、これからどんどん私有地の中の農地も転用されて、農地から宅地に転用されて、そこに住宅がどんどん建っていくと。そしてもちろん、町が売っている土地にもどんどん建っていくということが想定されるわけです。そうしますと、いずれはその駅東地区の地価が今に比べたら高騰するであろうと、そうしますと、これから新しく土地を求めてうちを建てる人は、これはまたいいと思うんです。

しかし、既にあのあたりに住んでいる人たちが、自分たちが住んでいたところがだんだん固定資産税が上がっていくんじゃないかという不安を持っているわけです。これは実際にそういう話も聞いておりますが、実際にそのような町民の負担が想定される中で、町としてはこれからどういうふうな対策を講じていくつもりかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 駅東地区の地価高騰値に係る固定資産税等のご質問でございますが、駅東第1土地区画整理事業の地内につきましても、市街化調整区域から市街化区域に編入いたしました。地権者の皆様の固定資産税の負担は大きいのは認識しております。しかしながら、土地区画整理事業の目的が土地の区画を整えまして、宅地利用の増進を図るといふようにしておりますので、負担は大きいかもしれませんが、いろいろな面で利用できますので、土地の価値が上がり、利用価値が上がりまして土地になるということでございます。そのためにも町としましてもこの事業によりインフラの整備を早急に行いまして、土地の利用増進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、町が早急にあの辺を開発して整備していくから税金が上がるのはしゃあねえべという話になって、そういう説明だったというふうに今認識しておりますけれども、じゃ、実際にその税制面での優遇措置というか、そういったものはないんでしょうか、そういう対策です。その辺について重ねてお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

税制面の対策というふうなことでありますけれども、ただいま都市建設課長からありましたとおり、市街化調整区域から市街化区域になった時点からは、いわゆる宅地並みの評価というふうなことになりますが、評価は高くなっておりますけれども、課税標準額については従前の農地の評価から低く抑えられておりまして、順次いわゆる負担調整率というふうな形で引き上げられているのでございまして、税金のほうの負担には直接はね返ってこないというふうな状況でございます。

こちらの質問についても、過去の議員の質問の中でご答弁を申し上げますので、こちらの中では、いわゆる従前の土地から負担が極端にならないような抑制された評価額、課

税標準額になっているというようなことでございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私どものほうでも、そのようなことをちゃんとしっかり勉強して、不安を持っている町民の方にしっかりと答えていきたいと思っています。

続いては、成田地区の話であります。

今あります成田の体育館、あるいはつい先日までは仮設住宅がありました旧第二小学校校庭、あるいは旧成田幼稚園の園庭については今後どのように活用していくつもりかお答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

まず、旧第二小学校の体育館でございますが、昭和41年12月に建設された施設でございます。現在は、町や成田地区の備品などの保管庫として利用されているところでございます。施設自体は老朽化による施設の劣化が著しい状況であり、今後別な用途で利用する場合は、耐震性や安全性の問題から多額の改修費用負担等が見込まれるところから、将来的には取り壊す方向で考えてございます。

旧の第二小学校校庭につきましては、東日本大震災後に仮設住宅設置場所として利用されておりましたが、今月中に撤去を完了する予定でございます。撤去後は、震災前のようにゲートボール等の練習に利用できるようになるかなというふうに考えてございます。

旧成田幼稚園の園庭につきましては、幼稚園時代のまま遊具を維持してございます。今後とも、成田地区の子供たちに利用していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 老朽化に伴う取り壊し、これはいたし方ない部分もあるかなと思います。ただ、そういう体育館がなくなってしまうということは、先ほどの話にありましたけれども、小学校もなくなり、幼稚園もなくなり、そして体育館までもなくなっちゃうのかという、成田住民にとっては、やはり精神的なダメージもかなり大きいものですから、取り壊しと同時に再建という新しいものの建設、なかなか財政上これも難しいので、そういったものを検討していただかなければならないし、成田幼稚園の園庭の遊具についてですが、これまたやはり老朽化、私が通った幼稚園でありますけれども、やはりそのときからあるというものもありますので、かなり老朽化しているということも考えられますので、その辺の修理、

あるいは整備等も考えながらやっていただきたいと思います。

さて、その成田地区からの幼稚園児、昔は、私らのころは成田幼稚園に通っていたわけがありますけれども、今は成田幼稚園がなくなってからは、恐らくはこちらは町内といいますか、こちら西側にある幼稚園に通っておられるんだろうと思っておりますけれども、実際に成田地区にはどのぐらい幼稚園児、そういう通園している幼稚園児がいるのかどうかということ、あるいは小学校ですと、私も低学年のうちにはバスで通わせていただいて、高学年は徒歩通学です。登下校は徒歩でやっていたわけですが、そういった状況等があると思います。中学生になると自転車の許可が与えられ、自転車で阿弥陀坂を上り、中学校まで行っていたということをよく思い出しますけれども、そういった登園、登校状況についてどうかということ。そして、それらに対する支援策については十分講じられているかどうかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在、成田地区から鏡石幼稚園、それから第二小学校、鏡石中学校に通学、通園している園児等の人数につきましては、鏡石幼稚園で現在73名の園児がおりますが、そのうち9名が成田地区から登園しています。第二小学校では142名中54名、鏡石中学校では406名中38名となっております。通園、通学のその方法でございますが、幼稚園では保護者での送迎による通園でございます。小学校では低学年でのバス通学を除いて、現在は集団登校による通学となっております。中学校では、議員さんのお話のとおり自転車などによる通学となっております。

登校に対する支援策につきましては、旧第二小学校学区の小学校1年生から3年生までの児童を対象に通学バスの乗車券購入費の補助を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、教育長から説明がありました。よくわかりました。

そして、今、バスの補助という経済的な支援がされていたと思うんですが、小学校の登下校、徒歩、そして中学生は自転車ということで、ある意味私もよく、たまに成田に行きますけれども、たまにというか、よく行きますけれども、そのときに見ますと、やはり危険なとき、ちょっとしっかりと上級生の指導等、あるいは地域の指導等でちゃんと歩道を歩くとか、自転車であればちゃんと左側を1列になって走るとか、そういうふうなことをされていればいいんですが、やはりちょっと危険な登下校の状況も見られますので、そういった面での配

慮といたしますか、そういった面での支援というのはどうお考えになっているのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

子供たちの安心・安全な登下校というのは、これは第二小学校ばかりの問題ではございません。これは第一小学校も当然そこに含まれているものでございます。安全教育につきましては学校の中で、学校全体を通しての安全という部分でしっかりと計画を立てながら年間を通して、その安全・安心に対して一人一人の子供たちが守ってもらうことも大事なのですが、自分で安心をしっかり自分自身が守っていく、そこまで高められるように日々の指導をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 教育長の今の答弁を聞いて私も安心しました。というのは、今は何でも与えられたり、何でもやってもらうという中で育っている子供が多い。ある意味、自分で考え、自分で行動するという、これはどこかの学校の校訓にもあったと思いますが、そういう子供が少ない中で、私はそういう教育は物すごい大事なかと、これは学校の学問の教育だけじゃなくて、安全教育、交通教育、そういったものも全てでありますから、それは物すごい安心いたしました。ぜひとも積極的にそれを進めていただきたいと思っております。

3つ目の質問であります。ことしも私は、まだ行っておりませんが、高野池には毎年白鳥が来鳥するわけでありまして。鳥インフルエンザの問題でいろいろ以前問題になっておるとは思いますが、ただそういった白鳥に対する保護や餌づけについては、町としては今後どのように対応していくつもりか、お答え願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

冬の到来とともに、日本にはシベリアから多くの白鳥が渡ってまいります。日本列島、北から飛来し、日本各地でいたしますが、鏡石町内におきましても、以前から白鳥が飛来いたしまして、民間の方の餌づけが始まりまして、町の観光協会においても一緒に餌づけをしてきたという経緯がございます。しかしながら、議員がおっしゃいますとおり、日本各地で鳥インフルエンザの流行により養鶏業などの産業に大きな影響を及ぼす事例がふえてきております。また、特殊なケースであります。海外では鳥インフルエンザが人へも感染したという事例も判明しております。このようなことから、町の観光協会では、平成21年度から町民

の皆さんの安全も考えて、白鳥を呼び寄せる餌づけを中止することを決定しております。町民の皆様にも餌づけはしないように促しているところであります。

今後についてであります。白鳥は国境を越えて生息する渡り鳥でありますので、今後につきましても、自然環境の中でこの白鳥を見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 鳥インフルエンザについては、これは私どももいろいろ大変な思いをしたのは覚えております。ただ、実際にこれは鳥インフルエンザのせいで白鳥に近寄るなどということになっておるわけですが、具体的に申しますと、じゃ、実際に、その白鳥に鳥インフルエンザを検出されたんでしょうか、そういった町報告はあったんでしょうか、お尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

日本全国の中で環境省が調査をしております。白鳥だけでなく、カモとかたくさん種類の渡り鳥がこの鳥インフルエンザに感染のおそれがあるということで、環境省のほうで調査をしております。環境省のほうからは、死んだ野鳥についてはさわらずに関係機関に報告するようにという指導が参っておりますので、最近では、県内でそういう情報はありますが、過去からの事例においてそういった件数が何件かあるということが事実でありますので、町としましては、今後もそういった野鳥の死骸等については十分注意しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほど申し上げましたとおり、白鳥にやはり鳥インフルエンザがあるから近寄るとか、餌をやらないというのは、ちょっと私は何か残念で仕方ないんです。ですから、例えばなかなか野鳥一匹一匹といいますか、調べてインフルエンザがあるかどうかというのもそれもまた大変な調査になるわけですから、それを町でやるのは大変だと思いますけれども、例えばそういうふうな関連の団体等に調査を委託をお願いするとか、あるいはそういった情報に基づいて白鳥をぜひとも保護するような対策をしていただきたいと。そして、それを一つのやはり呼び水といいますか、鏡石町の産業発展の一つに、観光発展の振興の一つにしていいただければと私は考えております。

最後、5番の質問に移ります。

これは、ざっくばらんにいきますけれども、今マスコミ等でマンションの傾斜問題等が物すごい大きな話題になっております。そういった手抜き工事やデータ改ざん等がよくよく見ると、見つかってきますけれども、これまで町においてそういう問題はなかったのでしょうか。そういう事例があったのであればお答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまで問題になった事例はあるかというようなご質問でございます。

議員がおっしゃるようによく打ちのデータ改ざんが問題になっております。当然あってはならないことでありまして、非常に残念であります。本町におきましても、調査しましたところ該当する工事はなく、町発注の工事ですべてこれまで問題になった事例はございません。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） まずは安心しました。そして、そういう状況において、これからそういう工事が、こういうことで幾らくぎを刺してもまたやる業者も出てくるかもしれないわけでありまして、安くあげようとして。そういう町発注の公共事業において、そういった手抜き工事、データ改ざん等を未然に防ぐような事前措置、あるいはもし発覚した場合、そういうなかなか発覚というの難しいんだと思います、実際に傾いてこないとわからなかったり、壊れたりしないとわからないわけですから。そういうふうなときに厳格な対応が求められるべき、事後措置として思います。それについてはそれぞれのようによろしく考えているか、あるいは講じておられるか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町におきましては、公共工事を発注するに当たりまして、一般競争入札、指名競争入札ともに参加者企業の審査を実施しまして、施工能力の確実な業者を選定して発注しているところでございます。事業に進めるに当たりましては、現場代理人等と監督員の十分な打ち合わせのもと進めているところでございます。

また、建築工事につきましては、専門知識が必要な工事でございます。こういった場合には、工事の管理業務を設計会社等に委託して適切な進行管理と手抜き工事等の予防を図っているところでございます。仮に、そのような事件が発覚した場合におきましては、資格審査及び指名等に関する要綱に基づきまして、指名停止等の公表によりまして事業者には制裁を与

えるというようなこととなっております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、事前措置、事後措置についての話をいただきました。

私は思うのでは、変な話、もう一回、例えば契約できない、要するに入札できないようにするという対策ということで聞いておりますけれども、私はそういう処罰が甘いと思うんです。やはりそういうふうな問題を起こした。そのために、その事後措置をしっかり私は講じておくべきだなと思います。入札の禁止だけじゃなくて、やはり私はいろいろ広い意味で、例えば刑事上の処分、民事上の処分、あるいは行政での処分、今そういう入札の禁止は行政処分に当たると思いますが、そういったものに対してはどのようにお考えかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

工事契約請負につきましては、当然ながら契約書がございます。今あったような改ざん等の不正行為があれば、当然ながら契約の中で損害賠償というような形になると思われま。また、刑事罰等につきましては、今後国のほうでも検討されると思いますので、それに応じました対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 最後の質問に移らせていただきます。

これは、私どもも含めた議員自身の資格についての問題であるかもしれません。

以前の、ある町議会議員さんの町政報告等のやつを見たこともあるんですが、これは現職の議員なのか元職かはわかりません。ただ、その議員さんが町の事業の75%を請け負っていたと。これについて、町として把握していたかどうかということ。それについては、やはりこういったことについては町議会議員の兼業の禁止に当たるわけでありま。地方自治法の第92条の2に当たるわけでありまが、実際にそのような請負料のチェックといいますか、実際にこの請負料については、最高裁判例では50%を超えていると、適切ではないと、適法ではないというふうになっておるんです。40%を超えると、いわゆる黄色信号というふうにも言われておるわけです。これは調べていただければすぐわかりますが、そういった状況においてこういうふうな話があったということについては、町としてはどのようにお考えにな

っているかと、あるいはこういったことが今後起きないようにするためにどのように対策を考えていくかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

お話のありました地方自治法第92条の2でございますけれども、地方自治体の事務執行の適正と、議会運営の公正を確保するために、議員個人が当該地方自治体と請負関係に立つことを禁止している条項でございます。これにつきましては、お話もありましたように最高裁の裁判所の判例がございまして、現在、本町におきましてはそのような、5割を超えるような事例はないものと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これについては何度も申しますが、議員自身の資格あるいはそういう倫理、そういったものが問われることだと思いますので、私どももしっかり認識していきたいと。そして、町のほうとしてもしっかりとそういったものをチェックを果たしながら、ある意味、いつも申し上げますけれども、町執行と議会が車の両輪ではありますけれども、お互いにそれぞれ議論を深め、そして牽制し合い、お互いに是々非々の立場でやっていければいいのかなと思っております。

きょう、たくさん26問という質問をさせていただきましたが、また次回、質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合で、昼食を挟み、午後1時15分まで休議といたします。

休議 午後 零時28分

開議 午後 1時15分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小林政次君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます1番、小林でござ

ございます。

平成27年度も8カ月が経過し、朝夕の冷え込みも一段と厳しさを増しているこのごろ、木々も落葉し、冬本番の到来も間近な季節となりました。災害復旧事業も大部分の復旧が終わりに近づき、今後は鏡石笠石地区等の除染対策を残すばかりとなりました。災害は忘れたときにやってくるという言葉もありますが、ことしも豪雨等の災害により大きな被害を受けた河川流域の地区がございます。本町も阿武隈川沿いの地区があり、いつ災害が起きるかもしれません。災害の意識が薄れつつありますが、3.11の大災害を教訓として、いつどこで災害は起きるかもしれないとの認識を持ち続け、日常的に備えることが被害を最小限に抑える有効手段と思われまます。

さて、これから来年にかけて厳しい冬がやってまいります、ことしは暖冬のため桜や梅の木々等の新芽が大分大きくなってきております。4カ月後には春らんまんの声が聞かれる季節となります。本町でも来年度の予算は除染を除くと通常の予算になると思われまます。現在、予算編成に知恵を出していると思われまます、来年度の予算ほど町長の力量を問われるものはないと思われまます。すばらしい予算編成をし、町民が見事だと思いう花を咲かせていただきたいと思ひまます。

つきましては、今後の町づくりについてお尋ねいたします。

8月に町議選があり、町民の方からいろいろな要望をお聞きしてしておりますので、今回は場所等を特定いたしまして具体的にお聞きいたしますので、実のある答弁を期待しております。

1、町道の整備等について。

(1) 町道鏡田14、15号線（蒲之沢町から118号線へ抜ける道路）のスムーズな交互通行の方法及び拡幅計画はあるのかお尋ねいたします。

本町道は須賀川市、郡山市等への通勤道路として近年通行量が大変多くなっております。しかし、道路が狭隘で、特に14号線は交互通行が難しく、以前地区の方が自主的に入れた鉄板等が老朽化したこともあり、側溝には町で新しくグレーチングを入れているところであります。ところが、それでも狭く、一方の車が停止してようやくすれ違っている現状であります。

以前、鏡田区でも数年間拡幅の要望を出していましたが、一向に改良されないで諦めてしまい、今では要望書には載せていないとも聞いております。現在、松塚バイパス工事が行われており、竣工しますと今まで以上に交通量が増加すると思われまます。数十年来、地区住民も大変困っている案件ですので、早急に拡幅をお願いしたいと思ひまます。

つきましては、今後の拡幅計画はあるのか、なければどのように解消する考えなのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めまます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 1番議員の質問にご答弁を申し上げます。

ちょうど鏡田14号線、15号線のスムーズな交互交通と拡幅計画についてのご質問でございますが、ご質問の町道につきましては須賀川IC、インターチェンジ方面に抜ける近道となっております。また、現在は県事業によりまして、14号と県道の交差点から長沼方面へ国道118号のバイパス工事ということで松塚バイパスの工事が進められております。

このような主要道路の整備によりまして、当該町道の利便性が高まりまして交通量が増加している現状でございます。この現状を鑑みまして、当該の町道につきましては、狭隘部につきましては側溝ぶたを設置しました。それから、相互交通を容易にできるようにしてきたところでございます。なお、道路線形の関係で曲線部など一部の区間においては中型以上の交通、それから積雪等によりまして不便をかけていると思います。相互交通できるよう思いますが、相互交通でご協力をいただいているところでございます。

本路線の拡幅計画につきましては、現時点においては具体的な計画は持ち合わせておりませんが、今後、現場の状況を勘案しながら、町道の整備計画の中で計画検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今回の答弁でございますと、計画をしたいということですがけれども、前もそういう話がありまして、計画、私も職員時代そういう答弁をしましたけれども、なかなか計画するといっても実現にはほど遠いものがございます。そういうことで、緊急的な措置としまして、あそこの、こちらから行くと右側ですか、北側の部分が畑等になっております。そういうところに退避場所等をつくりまして、今よりもスムーズな通行ができるようにしなければならないと思っておりますので、執行の考えを伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問の待避所関係でございますが、確かにいい提案だと思います。本来ですと、町全体から見て道路の整備をしなければならないとは思っていますが、なかなか経済情勢といいますか、資源も財源も乏しゅうございまして、町全体をやるには一路線ずつでなかなか進まないというのが現状でございますので、議員さんの提案された待避場などを含めながら今後検討してみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) 次に、(2)の町道鏡田17号線側溝のふたの設置についてお尋ねいたします。

本路線は側溝へのふたがけがところどころされていましたが、不連続なため通行に支障が出ておりました。今回の放射能除染後、町では宅地部分等の側溝ふたがけを一部行いました。対応につきまして大変感謝しております。しかし、路線の3割程度しか実施されておらず、また不連続、片側のみの施工が大部分でありますので、気を使わなければ交互通行はスムーズにいかない現状であります。特に見通しが悪い夜間通行は危険であります。本路線も鏡田区から数年間要望が出されていたところでもありますので、今回の施工を契機に全線の側溝ふたがけを考えているのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長(圓谷信行君) ご質問にご答弁を申し上げます。

鏡田17号線の側溝ふたの件でございますが、ご質問の側溝ふた全般につきましては、町では町内全般で交通安全及び事故防止のためということでございまして、現地の状況を見ながら必要と判断した場合において側溝のふたを設置しているところでございます。年次計画で実施しているところでございます。当該路線につきましても、26年度からふたがけを実施しておりまして、今年度も継続して実施している予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 1番、小林君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) 今の答弁ですと、計画的にやっております今年度もやっているということでございますが、来年度以降について何の答弁もありませんので、どのように考えているのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長(圓谷信行君) ご質問に答弁します。

ご質問のふたがけでございますが、町全体なかなかところどころいろいろやるのに大変苦慮をしながら進んでおるところでございまして、年度計画で実施したいというふうに考えておりまして、一遍にはなかなか進みません。なので、年度計画で徐々に徐々にということで、最終的には全線ふたかけをしたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 1番、小林君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) それでは、次に、(3)町道笠石262号線(杉林から中学校通りへ抜ける道路)の改良についてお尋ねいたします。

本町道は杉林地区から中学校通りを経て県道へ抜ける道路として、杉林団地ができた当初から基幹道路となっております。しかし、ご承知のとおり、道路は直線ではありますが、狭隘であるため交互通行が困難な状態であります。そのため、中学校通りから車が来ると杉林地区からの車が待っている、またその反対に杉林地区から車が来ると中学校通りの車が待っている等、一方通行の状態で行っております。このような現状であるため、地区の方から非常に不便との声が噴出しております。さらには老朽化しているため、雨上がりは水たまりができ、車の泥はね等通行者が大変困っているとのことでもあります。

つきましては、これらの解消を図るためどのような計画を持っているのか、また、いつごろ着手するのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長(圓谷信行君) ご質問の答弁をいたします。

262号線の道路改良についてでございますが、当町道につきましては杉林団地の住民の生活の道路ということでございまして、道路の一部が4メートルであるということで交互交通の際、不便を来しているということにつきましては認識を持っているところでございます。

ご質問の道路改良の件でございますが、当該町道につきましては北側を境として駅東土地区画整理事業の区域となっております。当該町道の代替道路については2車線で計画がされているというのが現在でございますが、工事の実施につきましては今後の区画整理の事業の整備計画と合わせながら検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 1番、小林君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) 駅東の工区ですか、それが計画されているということでございますが、現在の進捗状況から見ますと、いつになるかわからないというのが現状でございます。

それで、ちょっとお聞きしますけれども、最終的には道路がつくられるわけでございますので、道路を早目につくるということではできないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長(圓谷信行君) 道路を早目につくることはできないかについてでございますが、当地区については確かに区画整理地内ということでございまして、減歩方式で土

地を出していただいて道路をつくるような格好になります。一般ですと、本来は単買方式と
いいですか、用地を買いながら道路をつくるんですが、この地域については区画整理の場所
でございまして、地権者の皆様から土地を提供していただいて道路をつくるというようなこ
とになります。そうしますと、仮換地の指定とかなんかで全域の指定になってございまして、
一度指定しますとなかなか期間がかかってしまうというのがございますので、すぐにはちょ
っとできないというのが現状でございます。

先ほど議員さんのほうから提案されてきました待避所の関係も含めまして、早急に何とか
したいというふうなことで、それも検討事項にさせていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） なかなか答弁は難しいと思うんですけども、もう一つでござい
ます。先ほども言いましたけれども、水たまりができるんですよね。ということは道がでこぼこし
ているということでございます。それで、こういう水たまりの解消はそんなに金額がかから
ないと思えますので、その辺の、すぐにもでも実施していただきたいと思えますけれども、ど
のように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問のその水たまりの件ですが、早急に現場を確認
しまして、早急に実施したいと思えます。水たまりについては直営事業等も含めまして早急
に対応いたします。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、町道笠石211号線（鈴木宅東側）のため池間の道路の騒音防止
についてお尋ねいたします。

本路線は両側がため池に挟まれており、さきの大震災でため池、それから道路が損傷し、
応急的な復旧を行ったところであります。しかし、全面的な復旧にはほど遠く、ため池には
漏水箇所があり、また道路にも若干の凹凸があるため、私も時々通行しておりますが、車が
通るたびにがたんという大きな音と揺れが生じます。つきましては、騒音防止をどのように
施工する考えかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご答弁を申し上げます。

笠石211号線のため池の道路の騒音防止関係でございますが、ご質問の騒音につきましては、大型車が通る際、道路の横断する側溝と道路面の段差が生じまして発生しております。町ではその段差を生じるたびに、その都度直営作業により補修をして行ってまいりました。しかし、舗装の老朽化に伴いまして亀裂や破損が、そしてわだちが生じまして不陸が生じていることから、現場状況を見まして補修工事をしたいというふうを考えております。

以上ですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、（5）町道笠石224号線（笠石上地区）の側溝溢水防止とふたの設置についてお尋ねいたします。

本町道は数十年来、さきの大雨や台風時には北側の住宅地からの雨水の流入と相まって、側溝が小さいため下流では側溝から雨水があふれ、数時間、道路上に溢水しております。解消のためには下流部分の側溝を幅広くする必要があると思われませんが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

さらに、道路が狭隘なため、先ほどの質問の（1）、（3）の路線と同じく一方が停止してようやくすれ違っている現状であります。地区民で自主的にふたを設置しているところもありますが、連続しておりません。側溝部分にふたが設置されていれば交互通行がスムーズにいくと思われませんが、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問の答弁をいたします。

224号線の側溝のふたの設置関係でございますが、当町道につきましては、旧道の東側に位置する裏通りでございますが、隣接住宅の生活道路でございます。ご質問にありました側溝溢水防止でございますが、沿線周辺の地域は平坦なため、集中豪雨の際、一時的に側溝へ容量以上の雨が流入するということになりまして、側溝からあふれた水が道路に溢水する状況でございます。小降りになると短時間で水はなくなる状態でございますが、今後、降雨による現場の状況を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

もう一つのふた設置についてでございますが、当該道路につき道路の一部区間は4メートル程度であるため、交互通行の際、不便を感じると思います。しかしながら、当該道路の交通量は非常に少なく、交互交通の際は車両同士の譲り合いにより通行しているのが状況でありますので、道路の利用状況を考慮しながらふたがけを必要に応じて検討していきたいとい

うふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） ふたがけでございますが、牧場線ですか、そこから曲がる場所十何メートル過ぎてからがかなり細いんです。そこに電柱も道路の脇に立っておりますので、そのところがいつもすれ違うのにかなり難渋しております。それで、現場を確認してということでございますが、これも前から多分要望等が上がっていたところだと思いますので、ぜひともふたがけの実施をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ふたがけの要望というものにありますが、27年度につきましては、あらかじめ、あと3カ月になってしまいましたが、年度計画どおりにかけているわけでございますが、当場所につきましては現場を見ながら新年度でちょっと対応したいなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、2番、旭町新興住宅近辺への公園の整備について。

（1）計画されている場所と面積、どのような遊具でいつごろ整備するのかお尋ねいたします。

ご承知のとおり、本地区は民間開発により、ここ2、3年急速に住宅やアパート等が建設されております。それに伴い若い人も増加しており、子供もふえてきております。しかし、子供の遊び場が近くになく、ボール遊び等、親子での運動ができない状態であります。子供は親と遊ぶのが非常に好きで、スキンシップを高めるためにもボール遊び等の運動は欠かせないものであります。先般、将来的に2カ所の公園整備計画があるとのことでしたが、その場所と面積、どのような遊具を予定し、いつごろ整備する計画なのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問の答弁をいたします。

旭町新興住宅への公園の整備でございますが、旭町地区につきましては民間開発に伴いまして住宅が多数建築されております。現在のところ、旭町地区に新たな公園を設置する予定はございません。しかしながら、南方向になります。隣接する東町地内に現在施行してい

る駅東区画整理事業の一面内において、災害公営住宅の前になりますが、約3,000平米ほどの公園を予定しております。

整備内容と時期につきましては、工区内に未整備の道路等がありますので、それが済み次第優先的に整備をしたいというふうに考えております。

その他の関係になりますが、住宅地の今度は北側、旭町の北側になりますが、隣接する公園につきましては駅東の公園が既に整備されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今、第1工区内に予定されているというのは前にも説明を受けましたけれども、それがいつころになるのかというのは大体の予定がわからないのでしょうか。それと、駅東に公園があるということでございますが、あそこで遊ぶというのはちょっと鉄道に近いので、非常に難しいかなと思います。ただ単なる公園という、名ばかりかなとは思っておりますけれども、子供の遊び場がないというのが一番困っているそうです。それで、近くには中学校がありますけれども、中学校では学校なので、そこに遊びに行くというのはちょっと難しいということもありますので、早急に公園の整備をお願いしたいと思います。もう一度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 公園の整備の時期になりますが、まず東の第1工区につきましては、現在道路の整備を実施しております。その、ちょうど公園の周辺につきましては、28年度で一応完了予定ということで今進めております。ですので、28年度完了いたしますと、今度また住宅分譲、いわゆる保留地の分譲やら住宅が建ってきます。そうしますと、必然的に子供たちが遊んだり、町民の憩いの場が必要になってきます。そういう観点から、そう遠くはないんですが、家が建ち始めるころには何とかしたいなというふうに考えてございます。これも周りの状況を見ながらですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、遊び場の話でございますが、私どものほうで持っているのはあくまでも都市公園でございます。そういった関係から、いわゆる児童公園を扱っている関係機関がございしますので、協議をしながら、今後、公園、いわゆる緑地を含めた中で検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) 次に、以前にも質問がありました、タイヤ等の不法投棄の件であります。県が処理することになっているので、県へ強く要望をしますとのことでした。その後の処理経過についてお聞きいたします。

3、不法投棄の処理について。

(1) 県へ要望する前と要望した後の不法投棄件数の推移と、その後の具体的処理はどのように進んでいるのかお尋ねいたします。

ご承知のとおり、町内にはタイヤ等の不法投棄が各所に見られます。春から秋にかけては、蚊やブヨ等の発生源となっております。特に、仁井田地区は車中から目につく町道沿いにあります。また、人家に近接しているところにあるため、住民は害虫の被害に悩まされているとお聞きしております。非常に衛生上悪く、窓もあけておけないとの苦情が聞かれます。数十年来の苦情であります。少しも解決されておらず、不法投棄されたままになっている現状であります。抜本的解決にはほど遠いものであり、役場は不法投棄禁止の看板は立てたが、そのほかは何もしてくれないと言われております。このままですと、不法投棄がふえるばかりであり、現実にはふえているところが見受けられます。

早急な対応が求められておりますが、現在までの要望の経過及び処理の推移はどのようになっているのか。また、緊急的なものは町で処理できないのか。町でできなければ、今までと違う方法で県への働きかけを考えるべきではないのか。また、町民の立場に立った抜本的な処理をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(小貫秀明君) 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

不法投棄現場につきましては、町で把握している大きな箇所につきまして議員さんご指摘のとおり仁井田等、岡の台等がございます。これらの不法投棄の現場につきましては、県と連携をしながら土地の所有者等の原因者に撤去の要請をするなど、県と連携をして解決に向けた対策を実施しているところでございます。しかしながら、これらの箇所は解決に至っていない現状から、今後も県と連携をしながら問題解決に向けた努力を実施していきたいと考えております。

また、不法投棄の件数につきましては、地域住民からなどの通報や、県の産業廃棄物監視員設置事業により委嘱されている1名の監視員の方で、月4回のパトロールを実施していただきまして、発見された場所につきまして随時回収や不法投棄看板の設置などの対策を実施しているところでございます。それらの件数は年間約20件から30件程度でございまして、毎年同じような件数で推移しているということでございます。今後も不法投棄に対する対策

につきまして、町としましても地域住民に周知するなど、県と連携を図りながら解決に努めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の、仁井田地区の今までの経緯につきましてお話をさせていただきたいと思えます。

仁井田地区の不法投棄の現場につきましては、平成10年の1月に不法投棄の報告書が提出されまして、それにつきまして、それ以降、地権者等に要望書等を毎年のように提出をさせていただいたところでございます。地域住民の地区の区長さん及び保健委員会の会長さん、町長名ということで、連名で毎年のように地権者等に要望をさせていただいているところでございまして、現在まで再三にわたりまして解決に向けた文書などによりまして指導を実施してございましたけれども、原因者と土地の所有者の問題等が解決に至っていないということございまして、なかなか進んでいない状況でございます。

なお、救急的、緊急的な対応、措置につきましては、道路管理者も含めまして対応に苦慮しているところでございますが、現在のところは議員さんご指摘のとおり、看板の設置及びトラロープの設置も実施しておりまして、これにつきましても直近の区長さんからのお話もありまして、対応について検討しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁ですと、何かあの不法投棄の処理ですか、それは地権者にといいことではあります、多分、今の現状のタイヤ、あの量からすると地権者で処理するのは大変難しいし、実際こう黙って投げられたやつを、お金を出してやるというのは、なかなかできないんじゃないかと思っております。

それと、先ほど県との連携ということでございますが、今まで県との連絡ですか、協議、それはどのくらいして、どういう内容だったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） その地権者との中身といたしまして、私どもとしましては、平成10年当時から県中振興局さんとの協議のもと対応していた経緯でございまして、町といたしましても公害対策審議会も開催し、不法投棄撤去計画書も地権者のほうから提出をさせていただいたところでございます。それにつきましても、じきに、平成10年当時はその撤去作業した実績もございすけれども、ただこちらは係争案件にあったということもございまして、微妙なところがございました。なお、議員さんのご質問の中で振興局さんとのやりとりは何回かということでございすけれども、私どもの手元にございすやりとりにつつま

しては、10回程度ということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁で10回程度ということですが、平成10年からということですね。今、平成27年ということでは17年過ぎているわけですが、17年で10回というのは、ちょっと少ないかなとは思っております。それと、これは抜本的な処理方法というのはいないんですか。実際、近くの人家の人は本当に夏場困っているんです。窓をあけられないということで、何とかしてもらいたいというのがあるし、あと、そこの道路を通りますとすぐに目につくところにありますので、もう少し本腰を入れてやっていただきたいと思っております。答弁を求めます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当該地につきましては、私どもといたしましても、先ほど答弁した中身といたしましては県と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。残念ながら地権者等につきましては、ご理解をいただけないということございまして、最終的には代執行等について県のほうでお願いをするということでございますけれども、先ほど若干申し上げたとおり、保健委員会等あとは地区の行政区の区長さん等と打ち合わせをしながら、緊急やむを得ない場合につきましては、その対応について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 答弁では緊急やむを得ないときということですが、これはもう17年も前からですので、緊急的なものではないかと思っております。

次に、4番、各地区集会所等（婦人の家も含む）のトイレ等の改修について。

（1）各地区集会所等の件数と、そのうちバリアフリー化されているのはどのくらいあるのか。また、高齢者等がふえている中、トイレを洋式にする考えはあるのかお尋ねいたします。

現在、各家庭ではバリアフリー化やトイレの洋式化が普及し、子供の中には和式トイレに入れない人や、和式トイレがわからないとの声も聞かれます。ましてや、バリアフリー化においては個人家庭のほうが、普及が進んでいて、公共の建物がおくれているのが実情であります。高齢者や体の弱い方がこれからますますふえてくる時代となってきます。足腰の弱い

これらの方々が、各地区集会所等の和式トイレを使用することに苦痛を感じているとの声が
多く聞かれます。

つきましては、集会所等の年次的な改修計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、各地区集会所等の件数でございますが、町の条例の集会所の設置及び管理に関する
条例には24施設でございます。この24施設に、集会所に類似している施設ということで農
村婦人の家、久来石転作センター、鏡田転作センター、笠石防災センターの4施設を加える
と、町内に28施設ということになります。

次に、バリアフリー化ということのご質問でございます。バリアフリーといいますがいろ
んな方法があるんですが、今回は車椅子対応のスロープということで調査させていただきました
が、大体3割に当たります10施設におきまして、車椅子が可能なバリアフリー化されて
いるという調査でございました。

次に、洋式トイレでございます。洋式トイレの設置につきましては、18施設が洋式トイレ
が設置してありまして、設置率65%ということになってございます。傾向としましては、比
較的新しい施設につきましては、バリアフリーとかトイレの洋式化が図られておりますけれ
ども、古いものでいきますと昭和50年代からつくられておりまして、年数の経過した施設に
ついては整備状況が低くなっているというのが現状でございます。

集会所等につきましては、投票所とか避難所に指定されている集会所もございまして、
当然バリアフリーとトイレの洋式化については大変重要なことだと考えておりますので、今
後、年次計画を作成しまして、順次財政状況も勘案しながら進めていければなと考えてござ
います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1 番、小林政次君。

〔1 番 小林政次君 登壇〕

○1 番（小林政次君） 今、答弁で改修計画ですか、それをつくりまして年次計画で実施して
いくということでございますが、直近でお尋ねいたしますが、来年度はやる予定を考えてお
りますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

来年度の予算編成につきましては、現在編成中でもございますし、先ほど言いましたよう

に、避難所、投票所等、それにプラス利用状況を勘案しながら年次計画を立てていきたいということをご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、近年の高齢化社会ではますます高齢者がふえると思われませんが、お尋ねいたします。

5番、高齢者と福祉対策について。

（1）団塊世代が高齢者になる時期には、現在と比べ高齢者の数はどのくらいになるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年11月1日現在の資料によりますと、介護保険対象者でございます65歳以上の高齢者は3,164名でございます。うち、後期高齢者医療保険の対象者でございますけれども、75歳以降の高齢者は1,568名となっております。団塊の世代は、昭和22年から昭和24年ごろに出生をした方々と言われておりますけれども、年齢でいえば現在66歳から68歳ごろの方が該当されると考えております。

今年度から3カ年計画でございます第6期介護保険計画におけます人口推計で、2025年における人口を1万2,200人程度ということ推計しております。うち65歳以上の高齢化率につきましても29%前後と推計しております。その場合、人数といたしましては3,500人程度と推計しております。なお、この人口推計につきましては、国が指名しました介護保険のワークシートというのがございまして、そのワークシートによりまして推計したものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁ですと2025年ですか、それで3,500人ということで、現在が3,164人ですので、そんなにはふえないのかなと思っておりますけれども、ただ、後期高齢者ですか、75歳以上はかなりふえると思われましてけれども、この人数は推計で出ておりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 現時点でそのワークシートにつきまして、後期高齢者の、75歳以上の高齢者についての推計については実施しておりません。あくまでも介護保険事業計画等での65歳以上の人数ということでございまして、3,500人程度という推計でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） それでは、次に、（2）計画では福祉施設入所と在宅福祉を何人くらいと考えているのかお尋ねいたします。これは現計画でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第6期の当町におけます介護保険計画でございますけれども、最終年度でございます平成29年度には居宅サービスが328名、施設系サービスが113名、地域密着型サービスが42名ということで推計しております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、現在でもかなりの人数が福祉施設の待機をしているとのことでありますが、現在の整備計画では将来まだまだ待機待ちが増加すると思われまして。

（3）現在、福祉施設への待機者は何人くらいいるのか、また、実情と計画との乖離はないのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年4月現在の県内の特別養護老人ホームへの町民の待機者は県の発表によりますと、ここの4月現在でございますけれども、75名でございます。また、鏡石ホームを運営する岩瀬福祉会所管の特別養護老人ホームの待機者状況を参考までにお知らせいたしますと、鏡石ホームが220名程度、天栄ホームが250名程度、長沼ホームが230名程度となっておりまして、町にあるもう一つの特別養護老人ホームでございます牧場の朝がございまして、そちらは170名程度が待機しているという報告を受けております。

また、実情と計画との乖離はないのかとのご質問でございますけれども、本年10月時点で施設等に入所している町民の方は115名、うち特別養護老人ホームが74名、老健施設が40名、療養型につきましては1名でございます。平成27年度における計画上での推定人員は108名でございますので、介護保険計画上は、現段階では若干超過している状況でございますけれども、

ども、大きく乖離はしていないということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁では大きくは乖離していないということでございますが、待機待ちが、先ほどの4月現在で75人ですか、鏡石。あと、先ほどの岩瀬福祉会を見ますと、かなりの人数になりますよね。ということは、これは乖離しているということではないんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大きく乖離しているのではないかとということでございますけれども、国の方針では、例えば子供のように保育所の待機者解消のようなイメージでうたってはおりません。むしろ、施設より、介護保険上では在宅重視の方針であるということでございます。

したがって、町といたしましては計画上では若干の超過は認識しておりますけれども、乖離はしていないという考えでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） それでは、今の答弁のとおりちょっととりますけれども。

次に、国では介護離職者をなくそうと施設等の増設を考えているとの報道がされていますが、（4）特別養護老人ホーム等の施設入所者と在宅福祉者との介護費の平均はどのくらい差があるのかお尋ねいたします。これは、町から払う介護費ですか、それを含めて総計の金額でお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

特別養護老人ホーム等の施設入所者等と在宅介護福祉者との介護費の、私も先に平均値でご説明をさせていただきたいと思っております。

介護費の平均はどれくらい差があるのかということでまず答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、直近の介護保険費の支払い状況からご報告させていただきますと、特別養護老人ホームの介護給付費の平均1人当たりでございますけれども、35万3,450円となっております。老人保健施設の介護給付費の平均につきましては1人当たり31万8,131円となっ

ております。介護療養型医療施設の介護給付費の平均につきましては1人当たり34万8,640円となっております。また、認知症対応のグループホームにつきましては1人当たり平均で25万8,950円でございます。

次に、在宅介護サービス費につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所の介護給付費の平均でございますけれども、これは押しなべて、ちょっと若干平均としては無理がございますけれども、あえてその3つのサービスにつきましてはの平均値でございますが、1人当たり12万5,681円となっております。参考までに福祉用具等の支払いの平均につきましても計算してございますけれども、これにつきましては1人当たり1万6,378円となっております。

次に、合計でございますけれども、これは点数というか、その実際に介護給付費の施設の合計として捉えてご説明します。施設入所の合計でいたしますと、これは9月分ということでご了解いただきたいと思えます。1カ月当たりの金額としてご説明申し上げます。施設入所の給付費、4つのサービスの合計といたしましては4,363万1,373円となっております。在宅介護につきましては2,689万5,827円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） ちょっと今の答弁があれだったんですけれども、私は1人当たりという意味でしたけれども、先ほどの最初に言った特養とか老健施設とかですか、三十何万、グループホームで25万くらいですか。それで、それから短期とか訪問ですか、これは12万ということで、これから見ると大体2倍から3倍くらいの施設入所費がかかっていると思うんですけれども、それで、次に、現在答弁された差額に介護のためにやむなく仕事をやめなければならぬ方が大勢いると思えますが、国でも問題視されています。1人がやめるとその分の給料等が入らない。優秀な人材が失われる。介護疲れが出るとマイナス点がいっぱいあります。さらに、施設入所者と在宅者との経済格差、不公平も生まれると、よいことは1つもありません。有効な人材活用をするためにも介護離職者を出さない政策が必要であり、国もその対応を検討しているところでございます。先ほど在宅福祉ですか、それを重視しているということでございますが、それによってかなりの経済格差、それから介護離職者が出ております。

それで、（5）施設入所者と在宅介護者との経済格差等が問題視されていますが、団塊世代が高齢者になるときを考え、次期計画には施設整備の充実を図り、介護離職者を出さない政策を推進する考えはあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

介護保険計画には、通常 3 年間の給付サービスの見込み料や介護政策などを、各種のアンケートや実績などから導き出しております。ただ、今回の平成27年度から平成29年度までの第 6 期の介護保険計画では、国の指導のもと、通常の 3 カ年の計画と団塊の世代が75歳に到達する2025年度に属する第 9 期計画を見据えた計画を設定しております。いわゆる現在の10年後ということをございまして、今現在は 6 期と、第 9 期までの計画を見据えたということで長期にわたる中での計画を、今回初めて 3 カ年の計画を策定したということでご理解いただきたいと思うんですが、団塊の世代が75歳を迎える2025年における介護や医療の問題は2025年問題と言われておりまして、その対策が急務となっております。2025年問題の対応は施設や病院よりも住みなれた地域で、できる限り元気であるように介護予防事業に重点が置かれた施策となっております、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となった地域包括支援システムの構築を進めてまいりたいと現時点では考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1 番、小林政次君。

〔1 番 小林政次君 登壇〕

○1 番（小林政次君） 国の方針はわかりますけれども、実際以上、待機者が約70人近く現在いると。今度は団塊の世代になればもっとふえるわけでありまして。それと、先ほど言ったように格差です。実際に施設入所されている方と在宅者で 2 倍から 3 倍の金額の格差がある。それと、在宅の場合にはかなり介護は 5 ですか、5 とか 6 とかと、こう悪い方は 1 人が介護しなきゃならないということで職場をやめるんですよね。それがかなり大変だと思うんです。例えば 30 万とか 40 万とか取っていた方が、それがなくなって、逆に今度は手出ししなければならぬという状況になります。その辺を考慮に入れて、今度の計画ですか、次期計画を立てていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

確かに、介護保険については大変いろんな角度から難しい問題がございます。例えば、これはこれから団塊の世代が高齢化すると、当然介護に結びつくということでありまして。介護に結びつくということになると、当然料金も上げなければならない。ですから、先ほどの施設をふやせば料金にもかかわってくるという、そういった面もございますし、あと介護離職者ゼロと、これについてはやはり国の制度がしっかりしていけないと、これは町としてこうするということではなかなかいかない、これはしっかりとした国の制度がなくなって、そういったものにやはり我々もそういった面では、国のほうに要望していかなければならないの

かなというふうに思っております。

町としてできること、やはりそういった面では、介護にならない、いわゆる若いときから介護にならないような、そういった生活習慣とか、そういったものをしっかりとしていくということが大事なのかなと私は思っております。

そういう中で、ことしから始まりましたハッピーイートプログラム、まさにそういうことで、まず介護にならない、そういった仕組みをとっていくことが今回の事業のスタートであります。

そういう中で、もう一つは、2番議員からもいろいろ出ましたけれども、町の中でしっかりとしたいいわゆる介護の情報交換、そういったことも含めてこれから町として対応するべきなのかなというふうに思っております。そういう意味では、今いる福祉課と地域包括センターですか、これはあんしんかんということで一緒にしておりますけれども、これも当初はあんしんかん、地域包括支援センターは町と一緒にとは別だったんでありますけれども、当時私も担当でありました。そういう中では、これはやはり一緒に、福祉課と一緒にいるべきだということでお願いをして認めてもらったということで、今一緒になってございます。そういったことで、これから社会福祉協議会等も含めて一緒にできる、そういったものが必要なのかなと、そういう面ではやはり健康福祉、できれば健康福祉センター、そういったものがこれからの一つのキーポイントになるのかなと私はそういうふうに思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁でもちょっとわかりますけれども、実際にも待機者がおりますよね。そうすると、その待機者の家族というのは、非常に大変なんです。それで、施設をつくればという、施設のつくり方は直営とあと民間活力ですか、ありますので、もう少し民間活力を利用してということでもあります。それには、計画にそういう施設等の数ですか、そういうのが載っていないければ多分実現はしないと思うんです、計画でないものは、建物は建てられないという部分がありますので。そういうことで、次期計画にはやはりそういう施設の増ですか、それも計画していただきたいと。それから、実際今の待機者が七十何名おりますけれども、それらの対応はどのようにしているのかと。それから、これからどのようにするのか、その家族の軽減のためには、それをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） まず、1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

特別養護老人ホームの待機者の対応ということでございまして、まずは現在75名がどのよ

うな形でおられるかということでご報告を申し上げます。在宅サービスを受けている方が32名でございます。老健施設に入っておられる方が17名、病院等に入院されている方が20名、その他6名となっております。先ほども申し上げたとおり、このようなサービスを組み合わせながら待機をしていただいている状況でございますので、今後につきましてもそのようなサービスの組み合わせをした中で、先ほど町長よりお話があったように包括支援センターと連携を図りながら、そちら対応してまいりたいと今後とも考えております。

それと、次期計画につきましてのご意見等でございます。こちらにつきましては、今回の、第6期の介護保険計画の中でも平成29年度、3年度の最終年度です。最終年度につきましては、岩瀬地方の管内で30床の特別養護老人ホームの増床計画がございます。30床です。29年度完成予定ということで、そちら30床ではなくその中、30床のうち鏡石町分といたしまして5床分、平成29年度の5床分につきましては、私ども今回の計画にも盛り込んでおります。それに基づきまして今回の保険料も算定してございます。なお、議員さんのお話もあったように、その待機者の解消につきましては、そのような状況は十分認識してございまして、次期計画もそのような状況を踏まえながら、管内その他の増床計画等も見据えながら、次期計画に反映できるものを反映させていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） それでは、団塊世代が高齢者となり、介護離職者等の経済格差が顕著にならないよう、今から近い将来を考えた政策をしっかりと計画し、実現していただきたいと思っております。高齢者が安心・安全、快適に生活できる環境を実現されますよう、職員皆様のご努力を期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす12月9日及び10日の2日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、あす12月9日及び10日の2日間は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時21分

第 3 号

平成27年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成27年12月11日(金)午前10時開議

- 日程第1 議案第16号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第2 議案第20号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第21号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第22号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第23号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第24号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第25号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第9 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第10 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第11 産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について

追加日程第12 意見書案第1号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書
(案)

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理 兼室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原対策 子力災害 教育委員 委員長	菊地勝弘君	農業委員会 選挙管理 委員会委員長	菊地榮助君
	塩田重男君		渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎総務文教常任委員長報告（議案第16号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第16号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、総務文教委員長の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） おはようございます。

議案第16号につきまして、審査の結果をご報告申し上げます。

平成27年12月11日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。議案審査報告書。

本委員会は、平成27年12月7日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成27年12月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時39分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、柳沼課長、根本副課長、吉田副課長。税務町民課、木賊課長、角田副課長、円谷副課長。

付託件名。議案第16号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

審査結果。議案第16号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第16号は、担当課（総務課、税務町民課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、ご報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、
本法案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第20号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第20号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、個人町民税の増額、財政調整基金からの繰り入れ及び事業量増に伴います民生費の増額補正並びに土地取得事業特別会計繰出金、成田地区ほ場整備支援事業交付金などの増額補正予算で、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,621万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,950万2,000円とするものでございます。

第2条が債務負担行為の補正であります。

12ページをお願いいたします。

12ページ、第2表、債務負担行為補正であります。

1が追加であります。

震災対策等資金利子補給事業といたしまして、期間、限度額の設定をするものであります。

2が変更で、限度額を増額変更するものであります。

それでは、次に16ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原でございます。

質問申し上げます。

19ページ、補正予算、東京電力損害賠償金344万9,000円、これは何%の回答なのか。あと、残は幾ら残っているのかというふうなことです。

それから、もう一つ、21ページ。

20万、9諸費、工事請負費20万、防犯灯新設工事、これは場所はどこでしょうか。

以上、2つよろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

木原議員のご質問にご答弁申し上げます。

19ページの東京電力の損害賠償金、今回344万9,000円でございますが、平成24年度の町民税の減収分でございます。現在のところ総額で4,699万9,000円ほど請求してございますが、今回344万9,000円入りまして、支払額としましては623万4,000円となっております。現在のところ13%というところでございます。

次に、21ページの防犯灯の新設工事でございますが、今回新設、ことし5件、既に実施しました。それ以外に灯具の交換5件、撤去4件行いまして、行政からの要望がありますので、

今回4件ほど増額補正をさせていただいておりますが、場所についてはちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） おはようございます。

一般の補正につきまして、2つほどお伺いいたします。

第1点は、31ページの8款2項の道路維持費の部分です。ここで410万ほどこの請負費が増額になっております。これ1件は、中央地下歩道のJRかと思うのですが、照明の改修で290万ほどになっていることなんですが、あともう1件が成田367号線の排水改良工事の増ということで先日伺っております。120万ほどプラスになっているところですが、これはこんなに大きく増額になってくるというのは、何か理由があったのかという、あったから増額になったんだけど、ここの15節の部分の町道及び側溝等維持補修工事、ここの中での中央道のほかの部分について、成田367号線というのを聞いていたのですが、それが第1点。前の予算も当然あると思いますから。

あとそれから、2つ目は37ページになりますが、ここで保健体育費の施設管理費の15節ですか、ここで社会体育施設等整備事業施設改修工事ということで60万ほど計上になっているのですが、これはどこであるのか、どんなふうな内容なのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

成田367号線の排水路改良工事でございますが、この場所につきましては旧成田幼稚園とございますか、そちらから県道に抜ける道路、いわゆる坂道になりますが県道に抜ける道路でございます、現在暗渠になってございます。その暗渠が詰まりまして、なかなか詰まって、何とございますか、溢水しているような状況になってございまして、このままだと道路の凍結によります事故が懸念されるということで、県道に抜けるところの排水を暗渠から開渠にしたいという工事でございます。そのために約300のU字溝を20メートル布設するものでございまして、そのための工事費ということで120万円を増額したいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議案書36ページの施設管理費の15の工事請負費の中の社会体育施設整備改修工事ということで60万の計上でございますが、中身につきましては、成田グラウンドにおきます遊具の撤去と修繕であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田孝司でございます。幾つかわからないことがありますので、ちょっと教えていただければと思います。

1つ目は、マイナンバー制度に関することであります。

22ページ、23ページのところに掲載がございますが、2款3項1目19節ということでマイナンバーの中間サーバーが負担されるということになっておると思いますが、こちらについては今後法律が制定され、実質、先ほど条例も制定されて、今後、町でもシステムの充実が必要になってくるかと思いますが、こういったマイナンバー関連の負担は今後こういった国の補助金が全て、要するに100%の補助金を得てやっていくことになるのかどうかという、なかなか先のことなのでわからないかもしれませんが、そういった見通しをお聞かせいただきたいということが1つ。

2つ目が、24ページから25ページにあります障害者の給付関係であります。3款1項3目20節の障害者の負担給付金でございますが、障害者介護の給付金が1,102万、障害者訓練給付金が1,693万ということで結構大きな額が出ておりますので、そういったふえている理由あるいは背景等をどうお考えになって、残すところ今年度もあと3カ月しかありませんが、どのようにこれを対応していくのかということをお聞きしたい。

その上にあります2款6項1目1節の監査委員費であります。報酬が1万4,000円、額としては大きい額ではありませんが、1万4,000円額がふえていると。このふえている理由をご説明いただければと思います。

また、たくさんあって申しわけありませんが、34ページから35ページの10款4項2目19節の私立幼稚園就園奨励金補助、これが135万円ふえていると。これについてのその奨励金の内容とそのふえた理由をお聞かせいただきたい。

そして、最後の質疑になりますが、36ページから37ページにあります教育関係のところ、10款5項5目7節の図書館臨時職員の賃金の計上であります。222万4,000円という計上をなされていると。これについては、臨時職員が1名増になりましたという説明が臨時全協でもありましたので、この内容については聞いておりましたが、ただこの前申し上げましたよ

うに、臨時全協は協議する場ではありませんので、こちらで協議させていただきたいと思ひまして、質問させていただきます。といいますのは、この職員についての詳細ということで、いつをもって採用され、そしていつまで採用予定の雇用通知書といいますか、そういったものを出しているのか。そして、この職員が増員になった理由、この職員の現在の職務の従事状況、内容といいますか、そういったものをお聞かせいただければと。

以上、5項目になりますが、ご答弁願えたらと思ひます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、22、23ページでございます3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の中の間接サーバー負担金、650万4,000円の支出でございますが、こちらはお見込みのとおり、国からの補助金として650万4,000円というような形で10分の10の補助金をいただいて施行するものでございまして、ご承知のとおり、マイナンバー制度は来年の1月から運用開始がされる予定でございますけれども、そちらに向けて今現在、総務省関連、厚労省関連のいわゆる支出というふうなことでございまして、ほぼ10分の10の補助金の中で支出をしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、第1点といたしましては、25ページの3目障害者福祉費の中の20扶助費2,795万7,000円の増の中身としましてでございますけれども、この障害者福祉サービスといたしましては、障害によりまして日常生活に支障のある方に対してということでサービスを提供してございまして、介護給付費と訓練等給付費がございまして。その中身といたしまして、今回の伸びの理由といたしましては、予想よりも対象者人数がふえているということでございまして、現時点で、10月時点での給付実績に基づきまして年度末3月給付額を推計いたしまして、その不足分といたしまして今回2,795万7,000円を増額したわけでございます。

以上でございます。

もう1点でございますが、議案書35ページの私立幼稚園就園奨励費の補助金の135万円の増額の理由といたしましては、対象者の見込み数に増員ということで、見込みの人数よりふえてしまったということでございまして、内訳といたしましては、給付対象者が現在のところ

ろ101名となっております、こちら給付の補助の中身といたしましては、1子目、2子目、3子目ということで当該幼稚園に同世帯から通っている子供たちのその3子目、同世帯の3子目に対しての補助の児童の数が見込みよりもふえたということでございまして、参考までに上限額、自己負担の上限額が30万8,000円となっております、やはり見込みの人数がふえますと相当数がぶれてくるという中身でございまして、ご理解いただきたいと思ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

24、25ページ、監査委員費の1万4,000円の増でございますけれども、議会議員の改選によりまして委員がかわりましたことによります調整でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

図書館におきます臨時職員の賃金でございますが、臨時職員の職名につきましては常勤の嘱託職員として採用してございまして、4月1日から3月31日までの1年間となっております。仕事の内容につきましては、図書館の貸し出し業務を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君、再質問を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今ご答弁いただいたのですが、1つ、先ほどの監査委員のことについて。監査委員が改選でかわったということは私どもも重々承知しておりますが、その上でお聞きしているのでありまして、というのは、前監査委員も町議会議員、そして議会選出の監査委員ということで緊急あったわけでありまして、それに伴う増額というのはこれどういうことなのかということをお尋ね申し上げているのでありまして、そのことをご説明いただければと思ます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

任期によりまして1カ月ダブるということで、そのような関係で1万4,000円の増となっ

たものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第20号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第21号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第21号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書41ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金の税軽減分等の算出額決定及び療養給付費のうち退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者高額療養費の実績及び見込みによる増額に伴う補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,292万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,222万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、46ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第21号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第22号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

[健康福祉課長 小貫秀明君 登壇]

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第22号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、介護サービス等の保険給付費の実績により増額する必要

が生じたことから、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,959万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,583万円とするものでございます。

詳細につきましては、56ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番の吉田でございます。

1つ質疑させていただきます。

58ページから59ページに記載の2款1項1目19節、こちらは介護サービスの給付金であります。そして、その下にあります2款2項1目19節、こちらは介護予防給付費関係であります。前者のほうにつきましては1億1,710万円の増ということ、そして後者につきましては188万円の減ということで承りましたけれども、こちらについてはそういったことになった背景や原因はどういうふうに捉えているかと、これをどう評価しているかということをお聞きしたいのと、先ほど申し上げましたが、今年度あと残り3カ月しかありませんが、3カ月の間の対策どう講じるつもりか。そして、この場で答えるべきかどうか私にはわかりませんが、もし可能であればなんです。今、次年度予算編成に向けて町のほうとしても動かれていると思いますが、こういった補正の額、かなり大きい額だと思いますので、こういった補正の額を鑑みて、次年度の予算編成並びに事業計画に対してはどのように反映させていくかということをお尋ね申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

58、59ページの保険給付費の介護サービス等諸費の増額でございますけれども、まず増額の理由につきましては、私ども推計しておりました認定者数の伸びが予想よりも大きかったということで、結果としましてこのような補正が生じてしまったということでございます。私どもの推計について甘かったということで申しわけございませんが、今回12月の補正とい

うことで、先ほども障害者福祉のほうもお話したように、3月末までの予算の残等を、支出の見込みを勘案しまして、今回補正増ということでございます。原因としましてはそのようなことでございます。

あと、2点につきましては、対策でございます。

あと、地域密着型につきましては、今回主にサービスの種類につきましては、認知症対応のグループホームの見込みの人数者が少なかったということで、今回補正減ということでの中身でございます。

対策というか、予算編成につきましても一緒にご答弁申し上げたいのですが、これにつきましても、このような状況を踏まえまして認定者の状況、あとは介護度のばらつき、要介護5から要支援1までの人数等勘案しまして、その動向を推計しながら予算編成に取り組んで臨んでまいりたいと現時点では考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第22号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第23号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第23号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。

平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

このたびの補正予算につきましては、平成18年度に駅東第1土地区画整理事業におきまます公共用地先行取得のために、郡山地方土地開発公社からの借り入れの原資としまして土地開発基金を利用しました。基金は土地の簿価で管理しておりまして、毎年度、基金に償還してございます。償還につきましては平成28年度までありますが、今回1年繰り上げて償還をするための補正予算を計上するものでございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,132万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,134万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、68ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（柳沼英夫君） 以上、上程されました議案第23号につきましてご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号及び議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第24号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第25号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第24号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から議案第25号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、71ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、前年度の流域下水道維持管理負担金の精算が確定したことによりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,419万円とするものでございます。

詳細につきましては、76ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 続きまして、82ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、浄水場及び取水施設並びに松塚バイパス関連配水管布設工事費の追加補正をするものでございます。

まず、第2条、収益的収入及び支出につきましては、財源の内容組み替えのため増減はございません。

次に、第3条、資本的収入及び支出でございますが、本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金6,974万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金7,245万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず初めに、資本的収入でございますが、こちら第1款資本的収入に50万を追加いたしまして、総額を4億9,446万にするものでございます。

次に、資本的支出でございますが、こちらにつきましては、第1款資本的支出に320万8,000円を追加いたしまして、総額を6億663万4,000円とするものでございます。

さらに、第4条につきましては、職員給与費に83万7,000円を追加し、3,120万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、84ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上、一括上程されました2議案について提案理由をご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第24号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長・総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、産業厚生常任委員長、6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 審査の結果をご報告いたします。

平成27年12月11日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

請願審査報告書。

本委員会は、平成27年12月7日に付託された請願を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成27年12月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後2時58分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。健康福祉課、小貫課長、吉田保健師長、橋本副課長、吉田副課長。

付託件名。請願第1号「重度心身障がい医療費助成制度に関する請願」。請願第2号「子どもの放射線被ばく検査に関する請願」。

審査結果。請願第1号は、継続審査すべきものと決した。請願第2号は、不採択すべきものと決した。

審査経過。請願第1号は、担当課（健康福祉課）の意見・説明を求め審査をした結果、継続審査すべきものと決した。請願第2号は、担当課（健康福祉課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で不採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 陳情案件、6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） 審査の結果をご報告いたします。

その前に、ミスプリントがございますので、ご訂正をお願いします。審査経過の2段目、陳情第1号、2号、3号とありますが、それぞれ「2号」「3号」「4号」に改めていただきたいと思っております。

それでは、報告いたします。

平成27年12月11日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成27年12月7日付託された陳情を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成27年12月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後2時58分。出席者、委員全員（途中1名退席）。開催場所、第一会議室。

説明者。健康福祉課、小貫課長、吉田保健師長、橋本副課長、吉田副課長。産業課、小貫課長、森尾副課長。上下水道課、高原課長、大木副課長。都市建設課、圓谷課長。原子力災害対策室、菊地室長、河合主任主査。

付託件名。陳情第2号「土壌測定プロジェクト参加に関する陳情」。陳情第3号「土壌の放射性物質測定に関する陳情」。陳情第4号「水の放射性物質測定に関する陳情」。

審査結果。陳情第2号は、不採択すべきものと決した。陳情第3号は、不採択すべきものと決した。陳情第4号は、不採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（健康福祉課、産業課、上下水道課、都市建設課、原子力災害対策室）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号については、全会一致で不採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、総務文教常任委員長、5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） 陳情第1号について審査結果をご報告申し上げます。

平成27年12月11日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。陳情審査報告書。

本委員会は、平成27年12月7日付託された陳情を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成27年12月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時39分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。教育課、関根課長、大河原副課長、佐藤副課長。

付託件名。陳情第1号「公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出を求める陳情」。

審査結果。陳情第1号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（教育課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第1号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これより、各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、請願第1号「重度心身障がい医療費助成制度に関する請願」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続調査とすることに決しました。

次に、請願第2号「子どもの放射線被ばく検査に関する請願」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第1号「公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出を求める陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第2号「土壌測定プロジェクト参加に関する陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号「土壌の放射性物質測定に関する陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第4号「水の放射性物質測定に関する陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、議会運営委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、産業厚生常任委員会所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出書配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時20分

開議 午前11時22分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま産業厚生常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第11として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第11として議題とすることに決しました。

◎産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第11、産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

産業厚生常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時24分

開議 午前11時26分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案1件を日程に追加し、日程第12として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案1件を日程に追加し、日程第12として議題とすることに決しました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、意見書案第1号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より意見書案の提案理由の説明を求めます。

5番、菊地洋君。

[5 番 菊地 洋君 登壇]

○ 5 番 (菊地 洋君) 平成27年12月11日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。

公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書 (案) 。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第 1 号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書 (案) 。

福島県の学校教育は、地域社会の多様な変化に応じながら、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな対応や、子どもたちが主体となる豊かな学びの推進が求められています。

特に東日本大震災・原子力災害の発生以降、「新生ふくしま」をめざし、学校、保護者、地域そして子どもたちが復興・再生に向け邁進しています。

10月26日に、財政制度等審議会は「現在の教職員環境を継続させながら、教職員定数を3万7千人減らせる」とする「教職員定数ベースライン (案) 」を公表しました。本案に対し、中央教育審議会は異例の緊急提言を行い「教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保すべきである」との見解を明らかにしました。

現在、公立小中学校では、授業だけではなく生活指導・進路指導など様々な個別指導を行い、その比重は増えています。また、特別な支援を必要とする子どもの増加など、学校現場が抱える課題は多様化しています。保護者からのきめ細やかな指導を求める要望も大きくなっています。今後も、子どもたち一人ひとりに対応した教育を推進し、保護者をはじめとする地域住民からのニーズに応えるためにも、教職員数の充実・確保を図ることが必要です。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1、子どもたちへのきめ細やかな指導を維持・向上させるため、公立小中学校の教職員数を充実・確保すること。

平成27年12月11日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣。

以上です。

○ 議長 (渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」 の声あり]

○ 議長 (渡辺定己君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

意見書案第1号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第2回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決を賜り、まことにありがとうございました。

今年度も残り4カ月となりましたので、もう一度精査・点検し、適切な事務執行に努めてまいります。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員の皆様には、町政進展のため一層のご活躍をご祈念申し上げます次第であります。

寒さも一段と厳しさを増してまいりました。年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第2回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年12月11日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 畑 幸 一

署 名 議 員 井 土 川 好 高

署 名 議 員 大 河 原 正 雄